

会報

VOL. 54

2025年 8月号

癒しの県 和歌山



くまのうぐいす

【熊野鶯の森】

2025年5月12日撮影

和歌山県が企業や団体の協力を得て県内の森林保全活動を行う「企業の森」事業で、当協会が取組むことになりました。すさみ町の0.86haの山林を「熊野鶯の森」と名付け、県・すさみ町・協会の3者で、「森林保全・管理協定」を結び、ウバメガシ、桜、楓などの苗木2580本を植樹し、2024年8月からの10年間で新たな森林を創る事業です。

じゅんかん わかやま



一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

目次

1. ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長 須磨 徳裕	2
② 和歌山県知事 宮崎 泉	3
③ 和歌山県環境生活部長 湯川 学	4
④ 和歌山市市民環境局長 河嶋 健	5
⑤ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長 川本 恭資	6
2. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会	
① 第13回通常総会	7
② 令和7年度事業計画	10
③ 理事会	15
3. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係	
① 第15回定時総会・表彰式・法人化40周年記念式典	16
② 会議報告	17
③ 全国産業資源循環連合会政治連盟	18
④ 近畿地域協議会	20
4. 行政ニュース	
① 電子マニフェストの積極的な導入をお願いします	21
② アスベストの事前調査における資格の義務化について	22
③ フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法です	25
④ 土壌汚染対策法について	30
⑤ 人権チェックリスト	34
⑥ 職場における熱中症対策の強化について	35
⑦ みんなで防ごう！熱中症	37
5. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動	
① 「安全宣言書」の作成と掲示にご協力をお願いします	39
② 令和6年度支部研修会	42
③ 令和7年新年交歓会	43
④ 令和6年度県外視察研修会	44
⑤ 令和6年度行政懇話会	45
⑥ 令和7年度安全衛生推進委員会	46
⑦ 第10回親睦チャリティーゴルフコンペ	51
⑧ 「高野町」に車いすを寄贈	51
⑨ 第29回クリーンアップキャンペーン	52
6. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会青年部会活動	
① 第13回青年部会総会	53
② 令和7年度事業計画	53
③ 会議報告	54
④ 全国産業資源循環連合会青年部協議会	54
⑤ 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック	55
⑥ 青年部会活動について	56
7. 会員ニュース	
① 令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞について	58
② 令和7年度「環境大臣賞」(地域環境保全功労者表彰)受賞について	59
8. 事務局だより	
① 和歌山県知事を訪問	60
② 災害廃棄物処理に対する取り組み	60
③ (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～7年度の労働災害防止計画	62
④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	67
⑤ 許可期限のお知らせ	68
⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」	69
⑦ 新入会員の紹介	77
⑧ 協会への入会の勧誘	78
⑨ 建設業の経営事項審査の加点対象について	79
⑩ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	80
⑪ 協会ホームページ掲載情報	82

会長挨拶

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 須磨 徳裕



はじめに、本年4月14日に現職和歌山県知事の岸本周平氏が知事公舎で倒れているのを発見され、集中治療を受けられましたが、翌日、敗血症性ショックで知事就任2年4か月、68歳という若さでご逝去されました。当協会とは、とても友好的関係を築いていただいていただけに残念でなりません。安らかなご永眠ご冥福をお祈り申し上げます。また、6月1日に現職知事死去に伴う選挙により副知事であった宮崎泉氏をご当選され、公選第23代知事にご就任されました。宮崎泉知事には、就任早々ではありますが和歌山県庁知事室をご訪問させていただき、当協会との友好的関係の継続をお願いし、ご快諾をいただきました。

さて、今年は早くに梅雨が明け、例年にも増して6月末頃から厳しい暑さの夏日が続いています。我々業界では、こうした気候変動における労働者に配慮した労働環境の改善に努める必要があります。併せて人員不足や後継者問題も深刻化しており、将来を担う人材確保が喫緊の課題となっています。日常生活においてもコメ価格問題をはじめ、ガソリン価格の高止まり、諸物価全体が値上げ状態にあり、国民は生活していくのに四苦八苦しています。こうした物価上昇の波は、我々業界においてもボディブローのように経営環境の悪化を招き、廃棄物処理量や売上高も減少傾向にあることから、利益の低下に繋がっています。また、国では、国家戦略として、サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルへの取り組みが進められています。昨年制定された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化高度化法）」では、動静脈産業連携を謳っていますが、許認可を持たない動脈産業企業が静脈産業企業である我々の資源循環ビジネスに参入してくる恐れがあり、中小零細企業を中心とする資源循環業界が競争に負けてしまうのではと危惧され、全国各協会が全国産業資源循環連合会を通じて国等へ意見具申を行っていますが、大変厳しい状況となっています。こうした中でも、当協会は、和歌山県、和歌山市をはじめ各市町村との日頃からの連携を心がけ、廃棄物の適正処理や社会貢献、また、災害が発生した時の対応体制の構築に取り組み、健全な協会としての役割を果たしてまいりたいと思っておりますので会員皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、6月4日に開催いたしました一般社団法人和歌山県産業資源循環協会第13回通常総会が盛会裏に終える事が出来ましたことをご報告申し上げ、会員各位、行政機関の皆様には、引き続き当協会の活動、発展にご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

和歌山県知事挨拶

和歌山県知事 宮崎 泉



このたび和歌山県知事として、県政を担わせていただくこととなりました。岸本前知事の突然のご逝去は大きなショックでした。しかし、県政に尽くされた姿勢をしっかりと受け継ぎ、市町村と連携し、そして、県議会や県庁職員と一丸となって和歌山の未来を見据えた挑戦を続けてまいる所存です。

岸本前知事はふるさと和歌山県への熱い思いを持ち、常に弱い立場の方々に寄り添い、みんなが笑顔になるような施策を最優先に取り組んできました。また、県民の皆さんの声を直接聞くことを重視し、気さくな人柄から相手が話しやすい雰囲気での対話を重ねてきたことなど、温かみのある県政運営だったと思っています。

選挙期間中は、岸本前知事が吹き込んだ息吹をしっかりと受け継ぎ、大きな花を咲かせるべく、取り組んでまいりたいと訴えてきました。

私は、子どもたちがいつもニコニコして、笑顔で暮らせる“こどもまんなか”の和歌山、そして、一人ひとりの個性が輝き、誰もが活躍できる和歌山を実現したいと、その思いを胸に、声を届けてきました。県民一人ひとりに寄り添った県政を、皆さまと共にめざしていきたいと考えています。未来へ“笑顔をつなぐ”ための施策にしっかりと取り組み、安心して暮らし続けられる「笑顔あふれる和歌山」を築いていきたいと思っています。

和歌山県環境生活部長 湯川 学



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より和歌山県行政、とりわけ廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、不法投棄防止巡回パトロールや各種講習会による啓発活動など県内の廃棄物適正処理の推進に御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、現在、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催されており、多くの人々で賑わっています。本県が出展する和歌山ゾーンでは、県の魅力を伝え、観光誘客の促進やビジネス機会の創出につながるための様々な展示やイベントを行っているところです。万博が目指す「SDGsの達成」と「Society5.0の実現」において、「循環」は重要なキーワードとなっており、藻類を活用したCO2由来のバイオプラスチックなどの次世代技術や、日本の「循環」を支えてきた知恵やものづくりの技術などが数多く展示されており、未来社会のための資源循環の重要性を改めて感じさせられます。

普段の生活においても、単に機能性を追求するだけでなく、再生素材を使用するなど付加価値をもたせる製品が増えており、環境に配慮した製品や企業が選ばれる社会へと変わりつつあり、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が加速していることを感じるようになってきました。

令和7年11月1日には、こうした動きを後押しする「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が完全施行されます。この法律は、これまでの適正処理を確保するという枠組みを越え、製造側が必要とする再生材の確保（ペットボトルの水平リサイクル等）や高度な分離回収技術（太陽光パネルや使用済みおむつのリサイクル等）、脱炭素に資する高効率な設備導入（AIの活用等）等を促進するものであり、廃棄物処理に関連する皆様にとっても新たなビジネスチャンスとなることも期待されます。

県におきましても、環境と経済・社会との関係性を踏まえ、環境負荷の低減や環境の質の向上を通じて、経済成長の好循環や高い生活の質（ウェルビーイング）を実感できる社会を築いていくことを目指して、本年度は、新総合計画や廃棄物処理計画の策定を進めてまいります。また、再生可能エネルギーの活用や食品ロス・プラスチックごみ削減等の3Rを推進し、より一層の循環型社会の構築に取り組んでまいりますので、貴協会の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝を祈念し、御挨拶といたします。

和歌山市市民環境局長 河嶋 健



平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、機関誌の発行や災害廃棄物部会など各種講習会の開催、浜の宮ビーチでのクリーンアップキャンペーンや不法投棄防止巡回パトロールなど生活環境や自然環境の保全、公衆衛生の向上への啓発活動に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。

さて、世界的な脱炭素・資源循環に向けた動きは高まっており、現在開催中の「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」においても、「EXPO 2025 グリーンビジョン」を策定し、カーボンニュートラルや循環型社会及び自然共生社会のための取組を行うことにより、脱炭素・資源循環に配慮した国際博覧会の実現を目指しています。また、法整備も進んでおり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年に施行され、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が令和7年秋に施行される予定です。前記高度化法におきましては、広域的な分別収集・再資源化の事業、分離・回収技術の高度化に係る施設設置及び温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進しており、より一層脱炭素化の推進を図っているものとなっております。それに伴い新技術の開発も進んでいると感じておりますので、本市環境行政としましても令和6年「和歌山市ゼロカーボンシティ宣言」の名の元にこれらの高まる社会的重要性を十分に認識し、循環型社会の核としての役割を担う皆様方とはさらなる協働を図ってまいりたいと思います。今後とも本市の環境行政のみならず、共に魅力ある和歌山市を創り上げていくため、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年は阪神・淡路大震災から30年となる節目の年です。本市でも震災が起こった1月17日に非常参集訓練から初動対応訓練までの一連の災害対応をシミュレーションし、災害発生時における迅速かつ確かな行動を確認しました。また、昨年8月に発生した日向灘を震源とする地震を受け、気象庁が初の「南海トラフ地震臨時情報」を発表しました。南海トラフ地震への懸念が高まる中、災害対策をより強固にすることが喫緊の課題となっております。早期の復旧・復興のためには迅速な災害廃棄物の処理が必要になりますので、有事の際には迅速に対応できるよう今後も引き続き貴協会と連携を深め、強固な協力体制を構築できればと思います。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご健勝を祈念申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 **川本 恭資**



この春の異動で警察本部生活安全部生活環境課長に着任しております、川本と申します。

どうぞ、よろしく申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄事犯の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃からその適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海岸等におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、現在当県警察では、「総合的な環境保全対策」として体制の強化を図っており、警察による積極的なパトロールに加え、和歌山県の各地にお住まいの方を民間ボランティア「紀の国環境モニター」として委嘱するなどして、不法投棄事犯の早期発見に努めているところであります。

これら警察独自の取組と併せて、関係機関とも緊密に連携を図る等、官民の足並みを揃えた不法投棄事犯の未然防止に努めてきた結果、近年、県下では大規模な廃棄物事犯の認知には至っておりません。

しかしながら、令和6年中の全国の廃棄物事犯の検挙件数は4,719件と、前年より335件(6.6%)減少しているものの、過去10年間でみると、概ね横ばいとなっている現状にあります。

当県におきましても、令和6年中の廃棄物事犯の検挙件数は70件(前年比±0)となっており、近年の同種件数の高止まり傾向を鑑みても、環境犯罪の根絶へはまだ道半ばと言わざるを得ない状況であります。

環境犯罪の中には、有害な廃棄物による土壌汚染、水質汚染等の二次被害をもたらす事案もあり、環境破壊や県民の生命、身体を脅かす等、体感治安に著しく影響を及ぼすことから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要となります。

当県警察と致しましては、これからも関係機関と更なる連携を図りながら、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期把握・未然防止に努めるとともに、積極的な取締りを推進していく所存であります。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2-① 第13回通常総会

令和7年6月4日（水）午後3時より、寺村有史和歌山県環境政策局長はじめ15名のご来賓の方々にご臨席頂き、第13回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

寺村有史和歌山県環境政策局長、河嶋健和歌山市市民環境局長、鈴木太雄和歌山県議会議員（秋月史成和歌山県議会議員代読）よりご挨拶を頂きました。



続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、当協会会長表彰では優良事業所7社、優良従事者1名、労働安全衛生における公益社団法人全国産業資源循環連合会会長感謝状2名、当協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰では安全衛生活動3年表彰7社、安全衛生活動優良従事者1名が受賞されました。

総会には187名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、目良理事が議長に選任され、令和6年度事業報告・決算報告、令和7年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告（監査報告）承認の件
- 第3号議案 令和7年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 令和7年度収支予算（案）承認の件



寺村局長



河嶋局長



秋月県議会議員

表彰式では次の方々が受賞されました。(敬称略)

❶ (一社) 和歌山県産業資源循環協会会長表彰

優良事業所表彰：ヒロセ事業所 (串本町)

有限会社火の国産業 (和歌山市)

株式会社寺本建設 (みなべ町)

有限会社牧野運輸 (九度山町)

弘安建設株式会社 (和歌山市)

株式会社小池組 (御坊市)

牧野商店 (九度山町)

優良従事者表彰：眞田 隆博 (株式会社ケーシーエス・岸和田市)

❷ (公社) 全国産業資源循環連合会会長感謝状

労働安全衛生感謝状：赤井 靖 (赤井工業株式会社)

樋口 真司 (S Jリサイクル株式会社)

❸ (一社) 和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動3年表彰：株式会社小池組 (御坊市)

日鉄物流株式会社和歌山支店 (和歌山市)

有限会社平安堂商事 (和歌山市)

鴻池運輸株式会社鉄鋼関西支店 (和歌山市)

西村工業株式会社 (和歌山市)

日鉄スラグ製品株式会社和歌山事業所 (和歌山市)

藤田株式会社 (田辺市)

安全衛生活動優良従事者：新澤 健史 (株式会社尾花組・田辺市)



総会終了後には、近畿大学経済学部石村雄一准教授を講師にお招きし、「循環経済×産業廃棄物－変わる市場、変わる役割、求められる業者像－」と題し講演会を開催しました。

講演内容

1. 産業廃棄物処理の市場
2. 循環経済とスコープ3
3. 循環経済とスコープ3への対応
4. 静脈産業が主役になる時代



世界的な循環経済の流れの中で、産業廃棄物処理業界は市場競争が着実に進んでおり、今後も安定して経営を続けていくためには、循環経済とスコープ3への対応が必要で、収集運搬・処理に伴うCO2排出量を算出して排出事業者にデータを提示できるかが鍵となり、“見える化”することで差別化ができるということです。CO2排出量の計算方法についても、大きな設備投資は必要なくパソコンのみで取り組めるということ、具体例を挙げてわかりやすく説明していただき、これからの事業経営を考えていくうえで、大変参考になるお話しをお伺いすることができました。

※会員の皆様にはホームページ[会員マイページ]に講演会の詳細を掲載していますので是非お読み下さい。

引き続き行われた懇親会では、山本大地衆議院議員、林佑美衆議院議員、丹羽直子和歌山市議会議員のご挨拶に続き、司会者より宮崎泉和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長からのメッセージを披露し、多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



須磨会長



山本衆議院議員



林衆議院議員



丹羽和歌山市議会議員

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や事業継続計画（BCP）により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村との連携強化に取り組む。

Ⅲ 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を実施する。
 - ① 新規収集運搬課程 令和8年1月29日(木)
 - ② 新規処分課程 令和7年8月5日(火)
 - ③ 更新収集運搬課程 令和7年8月5日(火)、令和8年1月28日(水)
 - ④ 更新処分課程 令和7年8月5日(火)
 - ⑤ 特別管理産業廃棄物管理責任者 令和7年8月6日(水)

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場での自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」(令和5年度から5年間)の目標達成に向け、当協会における「令和6年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い情報提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、(公社)全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「じゅんかん わかやま」を年2回(1回430部)発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、(公社)全国産業資源循環連合会の公益事業(一部発行元:建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。)として、協会が普及頒布の協力を行う。また、車両表示板や(公社)全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

- (1) (公社)全国産業資源循環連合会は、令和6年5月に「カーボンニュートラル行動計画」を策定し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度(2013年度)に対し、15%削減することを目標としている。各事業場においても、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。
- (2) 和歌山県が実施している植林及び育林活動「企業の森」事業に参画し、森林の環境の保全に貢献するとともに、SDGsやCNの推進に寄与する。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物を取りまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、(公社)全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にし、本協会の地位向上に努める。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会の懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生法等の関係法令の改正や業界の環境変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

本協会の更なる発展のため、青年部活動を推進し、会員後継者の育成を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和6年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：令和7年2月19日（水）

場 所：和歌山城ホール4F 会議室5

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①第13回（令和7年度）通常総会の日程等について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③安全衛生促進委員の辞任に伴う委員の選任について

④令和7年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

⑤令和7年度全産連表彰推薦について

⑥次回理事会の開催日程について

⑦その他

について協議のほか、

14件の報告がありました。



◆令和7年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：令和7年4月24日（木）

場 所：和歌山城ホール4F 会議室1

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新入会員及び退会会員承認の件について

②第10回親睦ゴルフコンペ開催について

③（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

④第29回クリーンアップキャンペーンの実施について

⑤第13回（令和7年度）通常総会の上程議案について

⑥次回理事会の開催日程について

⑦その他

について協議のほか、

15件の報告がありました。



3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3-① 第15回定時総会・表彰式・法人化40周年記念式典

開催日：令和7年6月20日（金）

場 所：明治記念館・若竹の間

出席者：会長・副会長

議 案：第1号議案 令和6年度事業報告並びに令和6年度決算案承認の件
令和6年度監査報告

第2号議案 理事及び幹事の辞任に伴う役員改選の件
について承認・可決されました。

<報告事項>

- (1) 令和7年度事業計画に関する件
- (2) 令和7年度収支予算に関する件

なお、令和7年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生等への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の表彰式が行われ、永井会長から功労者25名、地方功労者86名、優良事業所23事業所、地方優良事業所137事業所、優良従事者166名が表彰されました。

法人化40周年記念式典では、アテネオリンピックサッカー日本代表監督、NHKサッカー解説者の山本 昌邦氏による記念講演「心をつかむ人材育成術」が行われました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

功 勞 者：須磨 徳裕（株式会社吉川ゼネラルソリューション）

北 敏彦（株式会社吉田組）

地方優良事業所：株式会社蒲田嵩商店

株式会社吉本建設

株式会社藤平組

株式会社環境クリーンサービス

優 良 従 事 者：澤井 勇人（有限会社日置川清掃）



表彰式に出席された
須磨会長（右側）と北副会長（左側）

3-② 会議報告

○第74回理事会

開催日：令和7年1月10日（金）

場 所：明治記念館・鶴亀の間

議 題：＜決議事項＞

第一号議案 委員会委員の選任（交替）について

＜協議事項＞

(1) 令和7年度（2025年度）事業計画骨子案について

(2) 「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の名称変更について

(3) 令和6年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出捐について

(4) その他

・九州地域協議会要望について

○令和6年度全国正会員事務局責任者会議（web会議）

開催日：令和7年2月4日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

出席者：専務理事兼事務局長

議 題：＜報告事項＞

(1) 「令和7年度事業計画」骨子について

(2) マニフェスト譲渡価格の改定について

(3) 令和7年度の安全衛生事業について

(4) 令和7年度の許可等講習会について

(5) 定時総会における会長表彰式の実施について

○令和6年度全国正会員会長会議

開催日：令和7年2月19日（水）

場 所：衆議院憲政記念館1階 会議室

出席者：会長

議 題：(1) 令和7年度（2025年度）事業計画骨子について

(2) 令和7年度税制改正要望及び結果の概要について

(3) その他

「令和7年度総会・40周年事業及び全国大会」について

○第75回理事会（ハイブリッド開催）

開催日：令和7年3月11日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 令和7年度事（2025年度）業計画及び収支予算の決定について

第2号議案 令和6年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出損の決定について

第3号議案 令和7年度適正処理推進事業等活動支援金の交付および規則改定案について

第4号議案 令和7年度表彰選考委員会委員の委嘱について

＜決議事項＞

(1) 委員会（業種分類及び外国人就労）の設置について

○第76回理事会（ハイブリッド開催）

開催日：令和7年5月20日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 第15回定時総会及び40周年記念式について

第2号議案 第15回定時総会の提出議案について

令和6年度事業報告及び令和6年度決算案承認の件
並びに監査報告

第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

＜協議事項＞

(1) 賛助会員への加入の承認について

(2) 九州地域協議会要望（労務費の価格転嫁）について

3-③ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第64回理事会

開催日：令和7年1月10日（金）

場 所：明治記念館・鶴亀の間

議 題：(1) 政治連盟第23回代議員会の開催について

(2) 政治連盟第23回代議員会の提出議案について

第1号議案 2024年（令和6年）活動報告（案）及び収支決算報告（案）

第2号議案 2025年（令和7年）活動計画（案）、活動方針（案）及び収支予算（案）

第3号議案 次期参議院議員通常選挙に向けた組織運動について

(3) その他

○第23回代議員会

開催日：令和7年2月19日（水）

場 所：衆議院憲政記念館1階 会議室

出席者：会長（政治連盟理事長）

議 題：第1号議案 2024年（令和6年）活動報告（案）及び収支決算報告（案）
について

第2号議案 2025年（令和7年）（案）・活動方針（案）及び収
支予算（案）について

第3号議案 次期参議院議員通常選挙に向けた組織運動について（職域団体
の候補者について） 活動計画

そ の 他

○産業・資源循環議員連盟 会議

開催日：令和7年2月19日（水）

場 所：衆議院憲政記念館1階 会議室

出席者：会長（政治連盟理事長）

議 題：1. 全国産業資源循環連合会からの要望

2. 環境省からの説明

（1）資源循環政策に関する最近の動向

（2）その他

3. その他

○第65回理事会

開催日：令和7年6月20日（金）

場 所：明治記念館「かしわ・あやめの間」

出席者：会長（政治連盟理事長）

議 題：（1）産業・資源循環議員連盟への要望について

（2）全国産業資源循環連合会政治連盟の活動報告について

（3）次期参議院議員通常選挙への対応について

（4）その他

3-④ 近畿地域協議会

○開催日：令和7年1月31日（金）

場 所：ホテルグランヴィア京都（京都府）

出席者：会長、副会長4名、専務理事兼事務局長

講 演：令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について
環境省 近畿地方環境事務所 資源循環課 奥田 孝史 氏

議 題：（1）公益社団法人全国産業資源循環連合会の表彰者等の推薦について
（2）資源循環高度化法に係る環境省に対する要望について

報告等：（1）マニフェストの価格設定の調査結果について
（2）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について
（3）第13回全国産業資源循環連合会青年部協議会全国大会の開催について
（4）次回開催

開催日時：令和7年7月25日（金）

開催協会：兵庫県

（5）その他

4 行政ニュース

4-① 電子マニフェストの積極的な導入をお願いします ～産業廃棄物処理業務におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の推進～

和歌山県循環型社会推進課

1 産業廃棄物処理業務における DX の推進

DX の推進は、デジタル技術による業務の効率化、生産性の向上、コスト削減、法令遵守の強化など、新たな企業価値を創造する取組であり、産業廃棄物処理の業界においても、排出事業者からの信頼性の向上につながるなど大きなメリットがあります。産業廃棄物処理業における DX の 1 つが、電子マニフェストの導入です。

県では、産業廃棄物処理業の関係者の皆様から、紙マニフェストについて「返送作業に手間がかかる」、「書類が増えて保管場所がない」、「探したり、集計して報告するのが大変」などの意見を聞くことが多くあります。電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みであり、導入すればこのような問題が解決でき、業務の効率化、労働時間の短縮など多くのメリットがあります。また、改ざんなどの不正を防止でき、業界全体の健全性を向上させる取組でもあります。

排出事業者に率先して、電子マニフェストの積極的な導入をお願いします。

2 電子マニフェストの操作・加入手続

電子マニフェストは、ブラウザ上で簡単に操作できます。特別なソフトウェアは不要です。収集運搬業者や処分業者の終了報告は、年間 13,200 円の基本料金のみで利用できます。何件報告しても定額です。

加入については、「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター (JW センター)」に問合せください。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター JWNET サポートセンター
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号 上野フロンティアタワー 13 階
TEL:0800-800-9023 (平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:30)

<参考>

電子マニフェスト導入のメリット

(1) 事務作業の効率化

- ① パソコンやスマートフォンで簡単に運搬及び処分の完了報告ができ、紙マニフェストを返送する手間がなくなります。
- ② マニフェスト情報は、情報処理センターに電子データとして保存されるため、紙マニフェストのファイリング作業や保存スペースが不要となり、紛失の心配がなくなります。
- ③ 情報処理センターがマニフェスト情報を集計し、都道府県・政令市に報告するため、自社での集計作業や毎年度の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要となり、事務作業の負担が大幅に低減されます。

(2) 法令遵守と信頼の向上

- ① 法定記載事項の入力がないと先の画面に進めないため、記載漏れが起きりません。
- ② 排出事業者や処理業者が常にマニフェスト情報の閲覧・監視できるため、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。
- ③ 産業廃棄物の処理の状況を情報処理センターへ登録後、リアルタイムで提供・追跡できるため、排出事業者からの信頼が向上します。

4-② アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

◆ アスベストとは

アスベスト（石綿）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物で、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では、現在、製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物等の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事はシステムによる結果報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金が科せられます。

◆ 資格者等による事前調査が義務化されました

建築物の解体・改修工事に加えて、令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体・改修工事も、資格者等による事前調査が義務付けられました（別添チラシ参照）。
建築物・工作物の解体・改修時には資格者等による事前調査の徹底をお願いします。

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体・改修するには

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

アスベスト含有吹付け材、保温材・断熱材・耐火被覆材を除去する場合は、県又は和歌山市への事前届出が必要です。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは法令違反です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*
いますぐご確認ください

*アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備*2 |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備*3 |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び压力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備*1 | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備*4 |

いいえ



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突*5
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い*6
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



工作物石綿事前
調査者資格が
必要

⚠ 建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

いいえ

・工作物石綿事前調査者
 ・一般/特定建築物石綿含有建材調査者
 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
 ※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
 ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
 ※4 ケーブルを含む。
 ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
 ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



(R7.3)

4-③ フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法です ～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

和歌山県環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

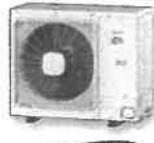
フロン排出抑制法の改正により

2020年
4月施行

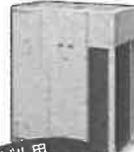
建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、
50万円以下の罰金

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

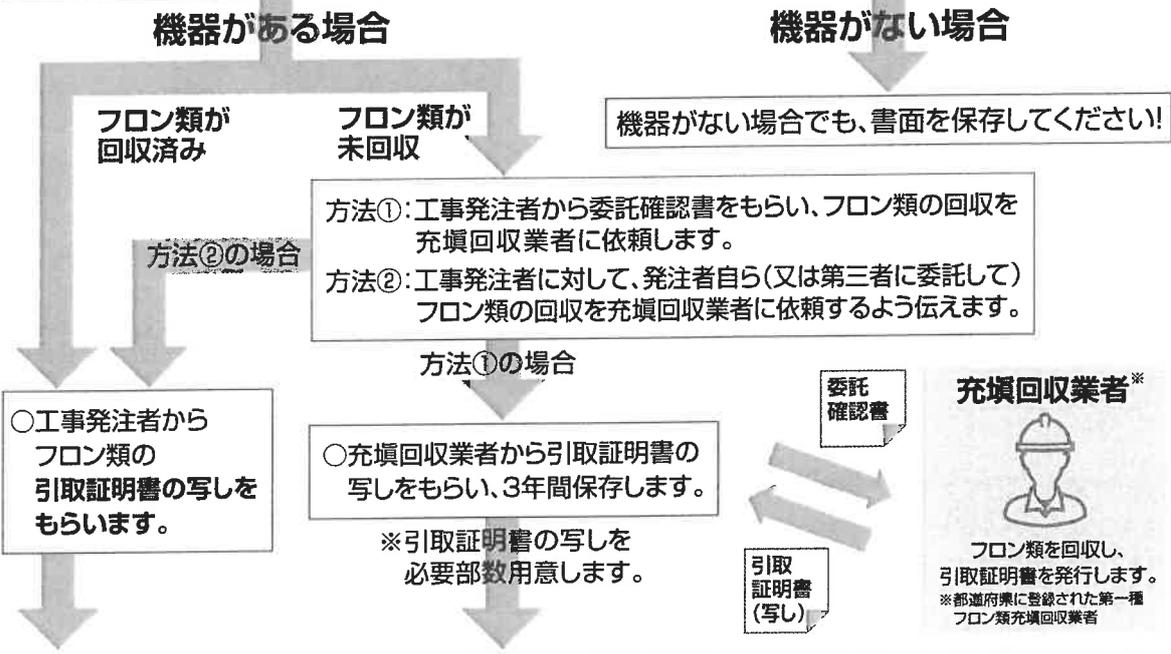
フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、
50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
 ○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
 ○書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面



○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
 引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511 (内線3711)

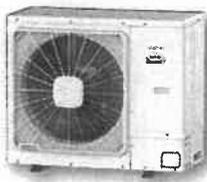
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

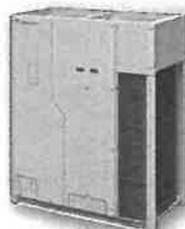
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

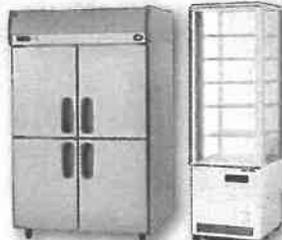
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

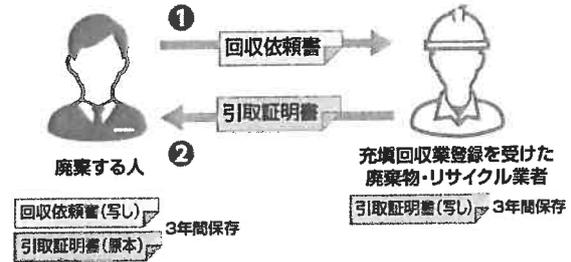
A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



4-④ 土壤汚染対策法について

和歌山県環境管理課

土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模*以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡
それ以外の土地は3,000㎡

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について (届出する土地が和歌山市内の場合は対象外)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、県庁環境管理課 HP 及び電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。



【県庁環境管理課 HP】



【電子申請システム】

◇ 県庁環境管理課 HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

◇ 電子申請システム

<https://logofrm.jp/form/WEVN/546398>

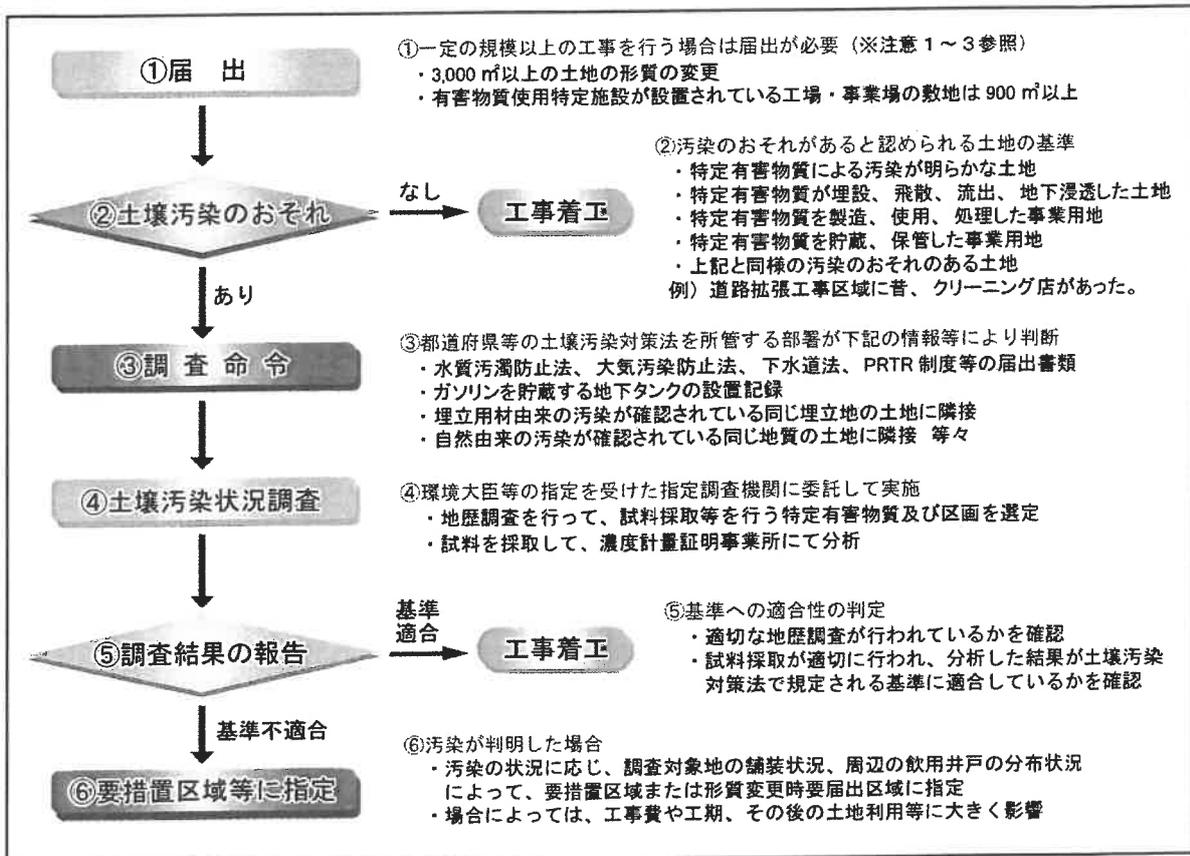
工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000㎡（又は900㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の30日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

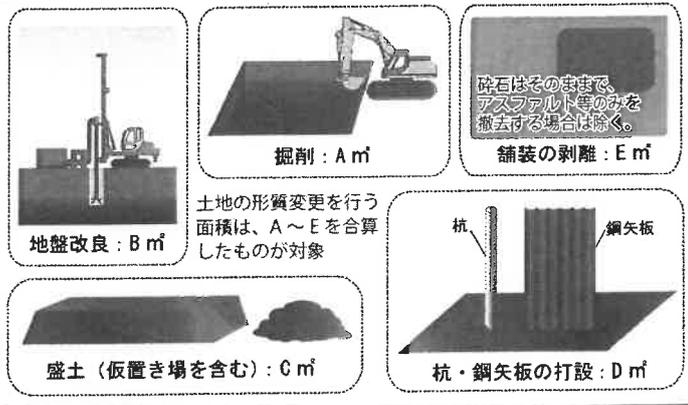
<法第4条第1項の手続の流れ>



注意1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

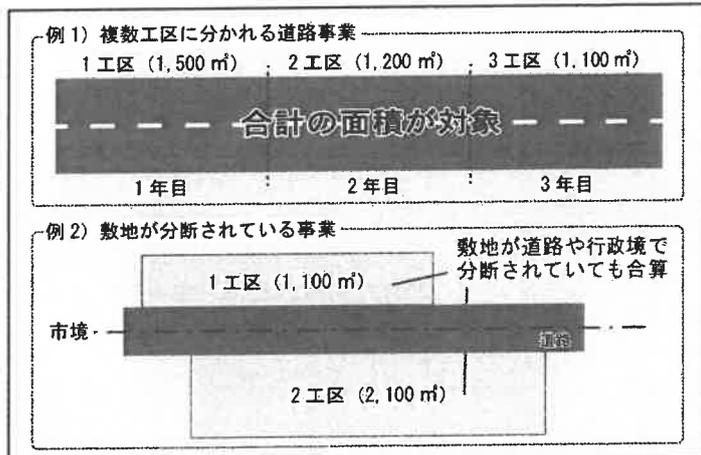
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

＜一体と見なすことができる工事の定義＞
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

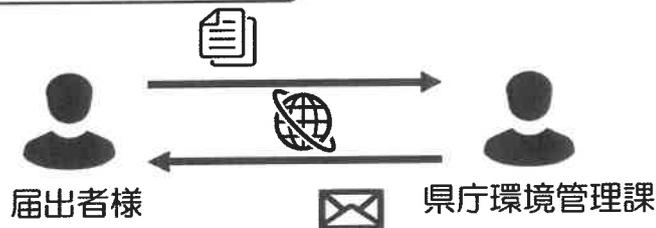
環境省水・大気環境局土壌環境課



土 壌 汚 染 対 策 法 オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壌汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・ 和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・ 従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・ 紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

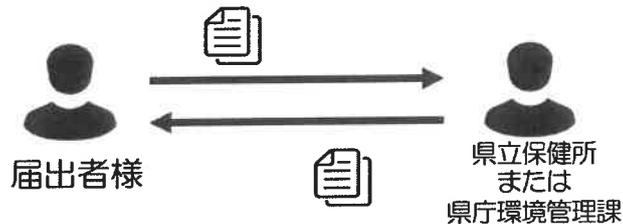
オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・ 書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただきます。
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

紙媒体の手続きの場合



- ・ 書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受け付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

【手続きにおける注意点】

- ・ 紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
 - ・ 必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683
和歌山県環境管理課土壌汚染対策法ホームページ

URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>
和歌山県電子申請システム

URL： <https://logoform.jp/form/WEVN/546398>



県庁環境管理課
ホームページ



電子申請
システム

4-⑤ 人権チェックリスト

(出典) 和歌山県人権施策推進課 人権チェックリスト令和7年1月号



人権チェックリスト

カスタマーハラスメントについて

カスタマーハラスメントとは

顧客等からのクレーム・言動のうち、

- ①過大な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるもの
- ②主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題があるものなどが考えられます。

【①の例】

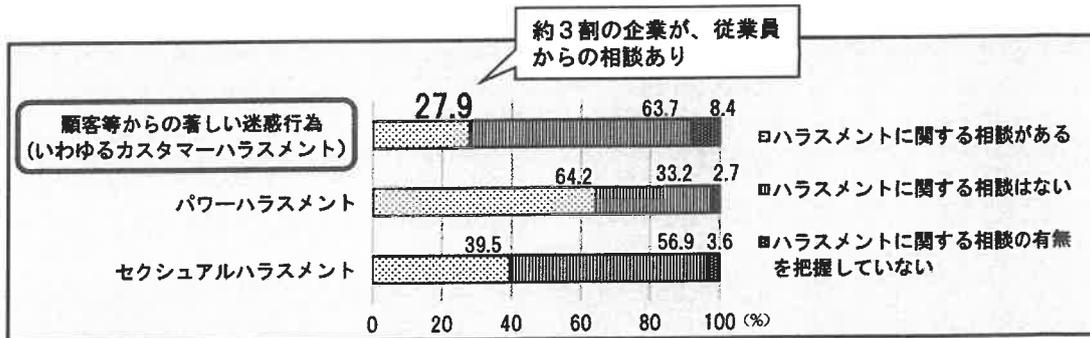
- ・契約内容を超えた過剰な要求
- ・言いがかりによる金銭の要求 など

【②の例】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
- ・繰り返される執拗な言動
- ・拘束的な言動（居座り、監禁）
- ・土下座の要求 など



現状 企業における過去3年間のハラスメントの相談有無（ハラスメントの種類別）



【「令和5年度厚生労働省 職場のハラスメントに関する実態調査」より引用（上位3項目）】

✓ チェック

カスタマーハラスメントの行為者にならないよう、一人一人が気を付けましょう。
事業所においては、従業員を守るため、対策を講じましょう。

*対策については、以下からマニュアルや研修動画を御覧いただけますので、御活用ください。

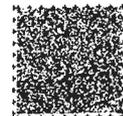
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/customer_hara_index【「あかるい職場応援団」HP】

●職場のハラスメントについてのご相談は

・県労働相談室
TEL：073-436-0735
または
・和歌山労働局 総合労働相談窓口まで
TEL：073-488-1020
FAX：073-475-0114

●チェックリストについてのお問い合わせは

県人権施策推進課まで
TEL：073-441-2566
FAX：073-433-4540



4-⑥ 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバイ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

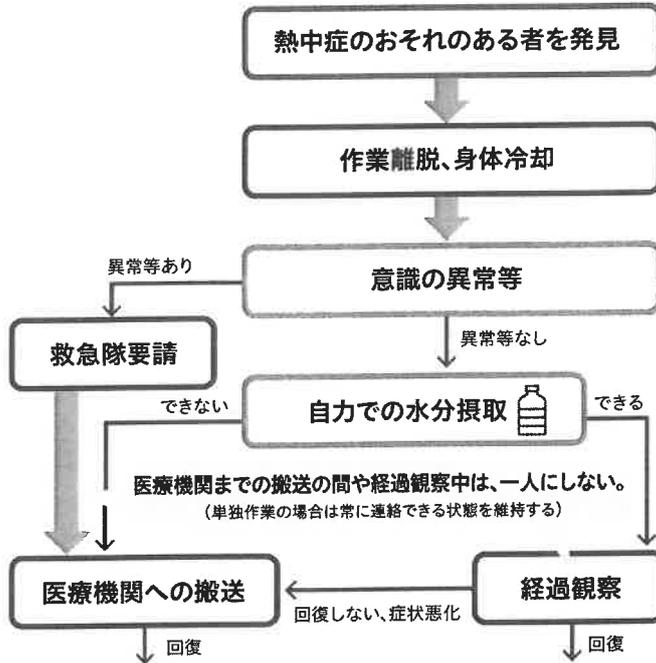
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

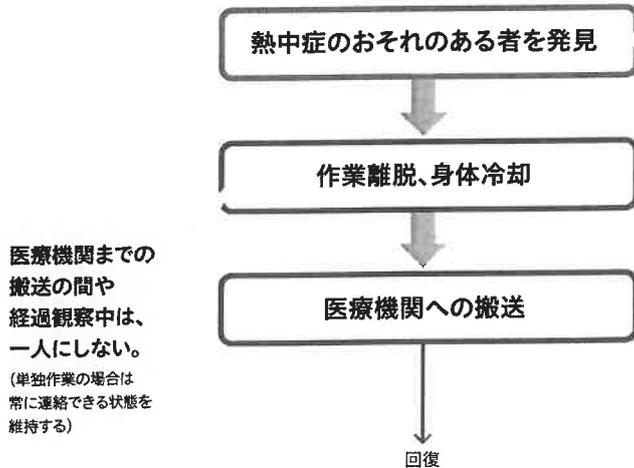
「意識の有無」だけで判断するのではなく、

- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症予防
その

1

水分・塩分は
こまめに補給!



熱中症予防
その

2

涼しい
ところで休憩!



みんなを防ごう!

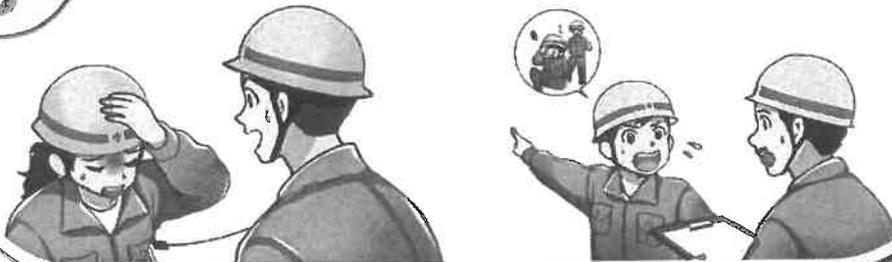
熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかかりやすいのが熱中症。特に労働をしているときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあります。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできるので、熱中症にかかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防
その

3

「おかしいな?」と思ったらすぐ報告!



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症が発生！ その時どうする？



WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともい、熱中症のリスクが判断できます。気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱(輻射熱)も考慮した値*です。

WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

熱中症予防 **プラス**

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!



環境省 熱中症予防情報サイト

検索



熱中症についての情報はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000016133.html>



企画・作成：みずほ情報総研株式会社(厚生労働省委託事業「安全管理支援事業 / 安全衛生教育教材の作成」委託者)、株式会社サイドランチ(作成協力)

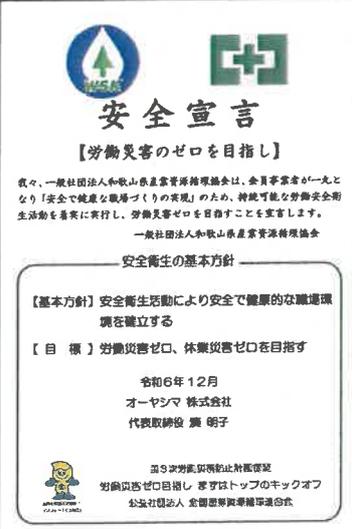
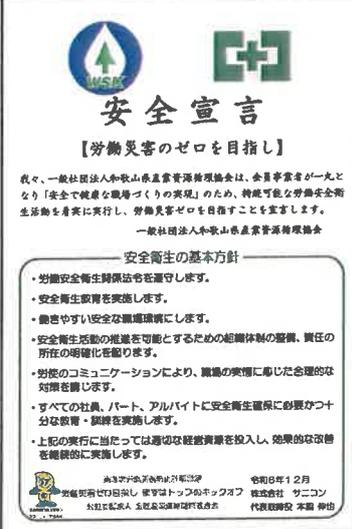
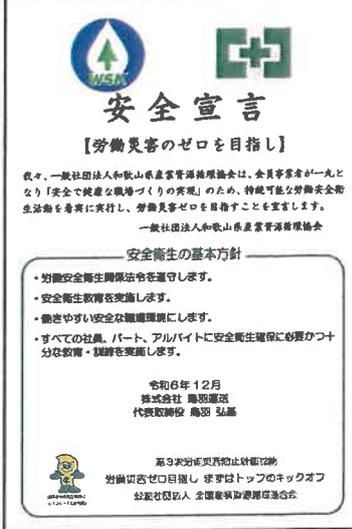
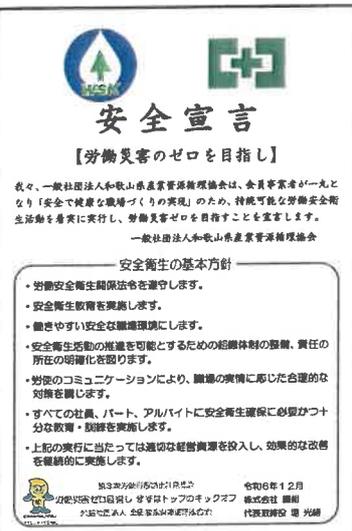
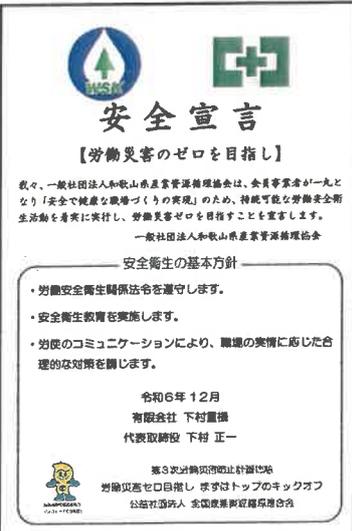
5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5-① 「安全宣言書」の作成と掲示にご協力をお願いします

当協会では、(公社)全国産業資源循環連合会が令和5年度に策定した5か年計画である「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」達成に向け、「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画」を策定し、会員企業における安全衛生水準の向上を図っています。

当協会の労働災害防止計画における重点実施事項「全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う」ことを明確に示すため、第12回令和6年度通常総会で、労働安全衛生の最大目標である「労働災害ゼロ」を目指す協会としての「安全宣言」を行い、会員皆様の「安全」を推進するため、各事業所の安全衛生の基本方針を記載した『安全宣言書』の掲示にご協力いただいています。令和7年6月末現在、60会員事業所に掲げていただいております。協会全会員事業所に『安全宣言書』を掲げていただく様に取り組んでいます。

※『安全宣言書』は当協会で作成させていただきますので、未掲示の会員事業所様におかれましては是非ご連絡をお願いいたします。(TEL:073-435-5600 担当:森本)

 <p>安全宣言 【労働災害のゼロを目指し】</p> <p>我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一律となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。</p> <p>一般社団法人和歌山県産業資源循環協会</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <p>【基本方針】安全衛生活動により安全で健康な職場環境を確立する</p> <p>【目標】労働災害ゼロ、休業災害ゼロを目指す</p> <p>令和6年12月 オーヤマ 株式会社 代表取締役 廣 明子</p> <p>第3次労働災害防止計画目標 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会</p>	 <p>安全宣言 【労働災害のゼロを目指し】</p> <p>我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一律となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。</p> <p>一般社団法人和歌山県産業資源循環協会</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令を遵守します。 安全衛生教育を実施します。 働きやすい安全な職場環境にします。 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。 <p>令和6年12月 株式会社 サコソ 代表取締役 本間 伸也</p> <p>第3次労働災害防止計画目標 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会</p>	 <p>安全宣言 【労働災害のゼロを目指し】</p> <p>我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一律となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。</p> <p>一般社団法人和歌山県産業資源循環協会</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令を遵守します。 安全衛生教育を実施します。 働きやすい安全な職場環境にします。 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。 <p>令和6年12月 株式会社 鳥居屋誠 代表取締役 鳥居 弘基</p> <p>第3次労働災害防止計画目標 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会</p>
 <p>安全宣言 【労働災害のゼロを目指し】</p> <p>我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一律となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。</p> <p>一般社団法人和歌山県産業資源循環協会</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令を遵守します。 安全衛生教育を実施します。 働きやすい安全な職場環境にします。 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。 <p>令和6年12月 株式会社 紀洋 代表取締役 堀 光樹</p> <p>第3次労働災害防止計画目標 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会</p>	 <p>安全宣言 【労働災害のゼロを目指し】</p> <p>我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一律となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。</p> <p>一般社団法人和歌山県産業資源循環協会</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令を遵守します。 安全衛生教育を実施します。 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。 <p>令和6年12月 有限会社 下村重機 代表取締役 下村 正一</p> <p>第3次労働災害防止計画目標 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会</p>	 <p>安全宣言 【労働災害のゼロを目指し】</p> <p>我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一律となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。</p> <p>一般社団法人和歌山県産業資源循環協会</p> <p>安全衛生の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。 <p>令和7年3月 株式会社 紀洋 代表取締役 堀 光樹</p> <p>第3次労働災害防止計画目標 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会</p>

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労務改善防止計画係長 令和7年3月
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ 株式会社 コウケン
公益社団法人 全国農業資源管理協会 代表取締役 藤野 昌博

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労務改善防止計画係長 令和7年4月
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ 株式会社 専木建設
公益社団法人 全国農業資源管理協会 代表取締役 専木 隆

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労務改善防止計画係長 令和7年4月
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ 株式会社 本村建設
公益社団法人 全国農業資源管理協会 代表取締役 本村 栄樹

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和7年4月
株式会社 峠商店
代表取締役 峠 好紀

第3次労務改善防止計画係長
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ
公益社団法人 全国農業資源管理協会

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。

第3次労務改善防止計画係長 令和7年4月
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ 株式会社 金子 文雄
公益社団法人 全国農業資源管理協会 代表取締役 金子 文雄

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和7年4月
紀の川運輸 株式会社
代表取締役 竹中 優

第3次労務改善防止計画係長
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ
公益社団法人 全国農業資源管理協会

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和7年4月
西洋環境開発 株式会社
代表取締役 廣瀬 圭一

第3次労務改善防止計画係長
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ
公益社団法人 全国農業資源管理協会

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 働きやすい安全な職場環境にします。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和7年4月
株式会社 井興建村工業
代表取締役 井興 隆一

第3次労務改善防止計画係長
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ
公益社団法人 全国農業資源管理協会

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源管理協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源管理協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労務改善防止計画係長 令和7年6月
労働災害ゼロ目指し 必ずトップのキックオフ 株式会社 第三海運建設
公益社団法人 全国農業資源管理協会 代表取締役 藤野 昌

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で快適な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。
- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- ・労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- ・すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- ・上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和7年6月
株式会社 三高産業
代表取締役 藤田 兼司
第3次労働災害防止計画
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ
公益社団法人 全国産業資源循環連合会

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で快適な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。
- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- ・労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- ・すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- ・上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和7年5月
株式会社 ショーエイサービス
代表取締役 藤代 圭司

安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で快適な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。
- ・危険予知活動の推進により、従業員の安全意識のレベルアップを図ります。

令和7年6月
株式会社 三高産業
代表取締役 藤田 兼司
第3次労働災害防止計画
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ
公益社団法人 全国産業資源循環連合会

※令和6年12月～令和7年6月までにお申込みいただいた分を掲載しています。

第3次労働災害防止計画推進標語

労働災害ゼロ目指し まずはトップのキックオフ



公益社団法人 全国産業資源循環連合会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

5-② 令和6年度支部研修会

令和6年度支部研修会では、環境省近畿地方環境事務所及び和歌山県循環型社会推進課から「令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について」、三井住友海上火災保険(株)から「企業におけるハラスメントについて」ご講演いただきました。

◇研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参加者
紀南支部	令和7年1月21日(火) 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 (東牟婁振興局)	9名 (9社)
御坊・田辺支部	令和7年1月22日(水) 午後1時30分～午後4時30分	上富田町 (上富田文化会館)	20名 (16社)
和歌山支部 海南・有田支部	令和7年2月12日(水) 午後1時30分～午後4時30分	和歌山市 (プラザホープ)	22名 (17社)
紀北支部	令和7年2月13日(木) 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	15名 (13社)

合計55社66名が受講されました。

◇研修会テーマ

(1) 「令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理」について

講師：(紀南支部)

和歌山県循環型社会推進課 地域環境推進班 主任 桑田 真理
(御坊・田辺支部)

和歌山県循環型社会推進課 地域環境推進班 班長 山本 雄之
(和歌山、海南・有田、紀北支部)

環境省近畿地方環境事務所資源循環課 課長補佐 林 篤嗣

(2) 「企業におけるハラスメント」について

講師：三井住友海上火災保険 株式会社 経営サポートセンター
社会保険労務士 山下 賢二



紀南支部



紀北支部

5-③ 令和7年新年交歓会

令和7年2月7日（金）アバローム紀の国において、54名が参加し、当協会では初めてとなる新年交歓会を開催しました。

多くのご来賓、顧問、会員の方々にご参加いただき、1年の始まりと会員皆様の更なるご活躍を祈念して、親睦・交流を深める和やかな会となりました。



【ご挨拶頂いた皆様】



山本祥生
和歌山県環境生活部長



顧問 石田真敏
衆議院議員



顧問 鶴保庸介
参議院議員



顧問 山本大地
衆議院議員



顧問 森礼子
和歌山県議会議員



顧問 秋月史成
和歌山県議会議員



顧問 中村元彦
和歌山市議会議員

5—④ 令和6年度県外視察研修会

令和7年2月27日（木）～28日（金）、県外視察研修会を実施し、22名が参加しました。

1日目は、岡山県津山市の㈱サーキュラーペットを訪問しました。同社は使用済みペットボトルを原料として、新たな食品用ペットボトルに再利用する「ボトルtoボトル」の普及に貢献するため、ヴェオリア・ジャパン、三井物産、セブン&アイホールディングスが合同で設立した会社で、自治体や民間事業者によって回収・選別された使用済みペットボトルを原料として購入し、選別・破碎・洗浄・熔融・固相重合処理を行いペットボトル等の製造の原料に利用可能なリサイクルPET樹脂を製造・販売する事業を行っていて、今まで難しいとされてきたキャップやラベルが付いたままや飲み残しのあるような状態のペットボトルでもリサイクルPET樹脂を生産できる技術があることなどの概要説明を受けたあと、昨年3月に稼働を開始した施設を見学しました。

セブンイレブン店舗に設置されている「ペットボトル回収機」で回収されたペットボトルはリサイクルボトルとしてプライベートブランドで利用されています。

2日目は、兵庫県加東市のパナソニックエコテクノロジーセンター㈱（PETEC）で家電のリサイクル施設を見学しました。PETECは、平成13年4月の家電リサイクル法施行と同時にスタートしたパナソニック100%出資の施設で、「つくる→つかう→もどす→いかす」という流れで資源を循環させ、「商品から商品へ」のリサイクルに取り組んでいる工場です。見学してもらうことを前提につくられたという工場では、映像による事業内容の紹介、展示コーナー、工場ライン体験コーナーの見学に続き、実際の工場見学では、見通しのよい2階フロアから作業中のラインを一望しながら、各工程の作業内容や詳しい技術について解説していただきました。



5-⑤ 令和6年度行政懇話会

令和7年3月19日（水）酒直ビル3階会議室において、和歌山県循環型社会推進課より、尾藤課長、安井廃棄物指導室長、瀬谷課長補佐兼産業廃棄物班長、山本地域環境推進班長の4名にご出席いただき、令和6年度行政懇話会を開催しました。

今回の懇話会には、これまで継続的に協議してきた内容に加え、青年部会が実施したアンケート調査「関係行政との間で困っていること、相談したいこと」で話し合った内容を加味して、当協会からは北副会長、吉村副会長、赤井副会長、瀧本副会長、和田専務理事に加え、青年部会から樋口部会長、坂本副部会長、今井相談役が出席し、懇話会に臨みました。

当日は、和歌山県からの説明に対して出席者が、現場で抱える課題や制度運用上の問題点など、率直に意見を交わす貴重な機会となりました。

当協会では、産業廃棄物処理業界が直面するさまざまな問題に対して疑問を投げかけながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。

【内容】

- (1) 無料回収業者に対する行政指導について
- (2) 市町村が処理できない処理困難物について
- (3) 公共工事等での廃棄物処理について
- (4) 「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」及び「優良産廃処理業者認定制度」について
- (5) 災害廃棄物処理について
- (6) その他



5-⑥ 令和7年度安全衛生推進委員会

1. 安全衛生推進委員会について

令和7年度安全衛生推進委員会を4月8日（火）に開催し、「令和7年度安全衛生活動事業計画について」、「安全宣言について」、「連合会会長名の感謝状授与について」、「令和7年度安全衛生表彰について」、「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画について」を議題に協議を行い、今年度事業として、リスクアセスメント、労働災害事例等についての研修会、相互安全衛生パトロールの実施を予定しています。

2. 労働災害防止計画について

当協会では、（公社）全国産業資源循環連合会が令和5年度に策定した5か年計画である「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」達成に向け、「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画」（P62～P65）を策定し、会員企業における安全衛生水準の向上を図っています。

労働災害防止計画では「令和9年の死亡者数をゼロ」、「休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少」を目標に、重点実施事項を「全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う」、「安全衛生規程を作成している会員数を増加させる」、「当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる」と定め取り組んでいます。

※「安全衛生規程」につきましては、[全産連ホームページ](#)（[全産連トップページ](#)→[処理企業の方へ](#)→[安全衛生](#)→[安全衛生規程作成支援ツールはこちら](#)）をクリック）の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に安全衛生規程を作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!



一「ヒヤリ・ハット」体験事例について一

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、令和6年11月と令和7年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分類: 収集運搬
事故の型: 転落・転倒

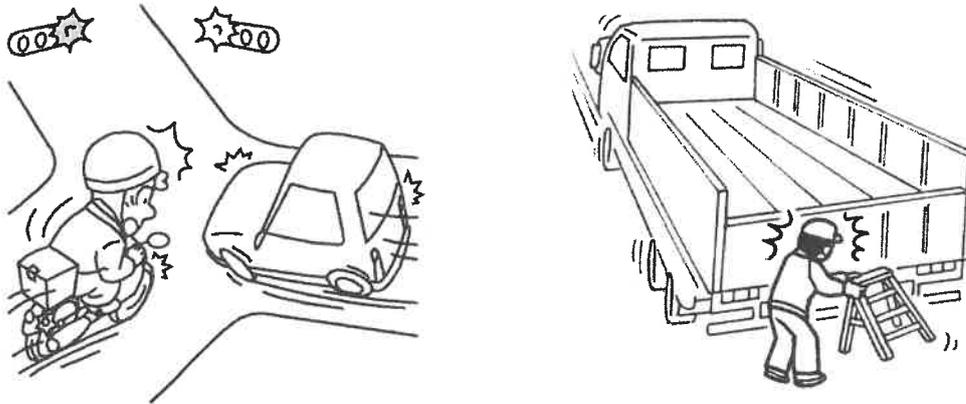
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	廃棄物をトラックの荷台に積込む時	足がすべった。	足元を確認する。
2	工場内	10tダンプトラックに乗車しようとステップに足を掛けた時	長靴裏底についていた泥で滑り、転倒しそうになった。	長靴裏底の泥をしっかりと除去してから乗車するようにする。

分類: 収集運搬
事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	収集運搬中	バイパスに入ろうとした時、左車線から分岐ギリギリで割り込んできてヒヤリとした。	分岐点では自分が優先だと思わず、左右の安全を確認してから進入するようにする。
2	一般道路	運転中	運転中に煙草を吸っており、灰を灰皿に入れる際に前方不注意によりトラックで追突事故を起こす。	運転中は煙草を吸わない。
3	一般道路	自動車運転中	駐車場から県道に出ようとした時、県道を走行する車が左ウィンカーを出していたため、駐車場に左折して入ってくると思い、発車しようとしたところ、一つ先を左折したため、衝突しかけた。	思い込みをなくす。急がずに確実に相手車両の動きを見切ってから運転を行う。
4	一般道路	トラック運転中	相手側の一旦停止の無視により、側面に車両が突っ込み車両事故を起こす。	一旦停止の標識があっても、止まらずに進んでくる車がいるかもしれないと考えて運転する。
5	一般道路交差点	自動車運転中	交差点の手前で、左前方を走っていた自転車が急に右折をしはじめてきた。接触しそうになったので、ブレーキを踏んで接触を避けることができた。	自転車は急な動きをしたり、「ながら運転」をしているかもしれないので十分な車間距離を保って対応する。自転車のおかしな動きを後方から事前に察知する。

分類: 収集運搬
 事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
6	一般道路交差点	青信号になり発進しようとした時	いきなり車が割り込んできてぶつかる所だった。	自身がちゃんと運転していても周りをよく見て運転するよう気を付ける。



7	工場内	10tダンプトラックでヤードまで廃コンクリートを運搬し、荷下ろしする為に後進しようとした時	すぐ後方を人が横切り、接触しかけた。	後進中の車両や重機の後方は立入禁止にする。工場内の歩行ルートを決める。重機・車両は後進する時、バックカメラや目視で安全確認する。
8	工場内	廃棄物をダンプトラックに積み込みしようとホイールローダーを前進させた時	ホイールローダーのタイヤがぬかるみで滑りダンプトラックに接触しそうになった。	作業前に場内の路面状況を確認し、ぬかるみがあれば整地する。出来るだけ路面状況の良い場所で作業する。

分類: 収集運搬
 事故の型: 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	便器を撤去する斫り作業中	便器を撤去した小さい穴に工具を落としてしまった。幸い下に作業員はいなかった。	小さい穴でもコンパネ等で塞いでおく。上の階で作業をする時は、下の階ではしない

分類: 収集運搬
 事故の型: 挟まれ・巻き込まれ

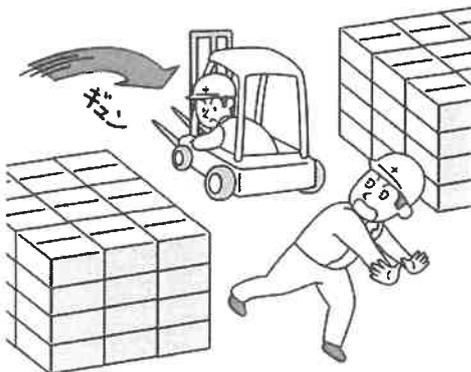
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	伐採後、重機で木を引き出す作業をしている時	作業範囲内に他の作業員がいて、集積中の木がぶつかりそうになった。	作業前に作業範囲に作業員がいない事を確認後、作業を開始する。慌てず、安全を第一に作業する。

分類: 中間処理
事故の型: 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	複数のパレットに物を置く仕分け作業中	複数のパレットが密集しておかれていた為、足場が悪く作業員がつかずいた。幸い、バランスをとることが出来て転倒しなかった。	作業場に複数のパレットを置く場合は、パレットの定位置を決める。
2	工場内	重機からの降車時	3点支持をせずに降車しようとし、足が滑り転倒しそうになった。	乗車時、降車時は必ず3点支持をする。

分類: 中間処理
事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	重機で選別作業をしている時	作業員に気付かずバックをしてしまい、接触事故を起こしそうになった。	夕方薄暗くなってきている時間の作業だったため、お互い気付くのが遅くなってしまった。暗くなる前に早めに照明をつけて作業する。
2	工場内	バックホウでコンクリート破碎時	オペレーターが破碎時に搬入の車が近づいて来るのに気付かず接触しそうになった。	破碎作業に集中しすぎず、周囲を確認し作業する。搬入時に誘導員を配置し、車両の誘導を行う。搬入時は重機を停止する。
3	工場内	搬入車両の軽量作業中	計量中の車両が計量器から降り、次の車両が後進をはじめたところ、荷下ろし終わりの車両が後方を通行しようとして接触しかけた。	計量中の車両ドライバーへの声かけの徹底をする。重機オペレーターは場内事故を防止するため、危険時はホーンを使用することを周知する。
4	工場内	荷下ろし作業と現場作業をしている時	お昼前でバタバタしていたため、荷下ろししているトラックに現場作業しているリフトマンが気付かずバックしてきた。誘導員がリフトに気付いて止めたが、接触事故ギリギリだった。	無線連絡は行っているのでリフトマンがもう少し注意すべきだった。現場近くで荷下ろしする際は、現場作業を止めて荷下ろし作業を優先する。



分類: 中間処理
事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
5	工場内	コンクリート破砕機で作業中	コンクリート破砕物と鉄筋をベルトコンベアで送って磁選機で鉄筋を取り除いた時に近くの別の作業員が近づき接触しそうになった。	破砕作業時は近づかないようにする。鉄筋集積場に囲いを設置し、入れないようにする。

分類: 中間処理
事故の型: 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	金属を切断機で加工中	刃物と台の間に指が挟まれ指を切断しそうになった。	長尺物を切断する場合、跳ね返りに注意する。台より短い物を切断する場合、工具等を使用し切断する。1人作業はしないようにする。

分類: 最終処分
事故の型: 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	調整池	水中ポンプの交換中	ポートの上で立ち上がって水中ポンプを引き上げようとしてポートが傾き池に落ちそうになった。	ポートの上では、むやみに立ち上がらない。常に重心を低くして何かの作業をする際は、他の作業員と船上での重量バランスを考え、声を掛け合いながら作業を行う。

分類: 最終処分
事故の型: 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	看板を取り付け中	インパクトドライバーの先端が左手人差し指の軍手に接触し巻き付いて、人差し指が締め付けられた。	ボルトの頭から指が出ないように気を付けて低速でゆっくりドライバーを回す。

5-⑦ 第10回親睦チャリティーゴルフコンペ

令和7年5月9日（金）、有田リソルゴルフクラブで親睦チャリティーゴルフコンペを開催しました。28社45名の方々にご参加いただき、当日は、あいにくの空模様となりましたが、そんな中でも和やかな雰囲気の中で交流を深めることができ、プレー終了後は、表彰式を行いました。



また、参加者の方々にチャリティー募金活動にご協力いただき、社会貢献事業として和歌山県下の各市町村に「車いすの寄贈」を行っています。

今後も皆様のご理解をいただき、協会会員親睦の一環として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。

○順位（5位以下は賞があった順位のみ）

優勝(BG)	田中 長見	㈱資源開発	25位	吉村 享	㈱ヴァイオス
2位	片淵 則人	㈱ケーシーエス	30位	小林 耕造	㈱関組
3位	大前 光司	(有)ワコー産業	33位	森 隆則	(有)森化学
4位	川下 博生	光紀建設	35位	和田 年晃	(一社)和歌山県産業資源循環協会
5位	尾崎 一成	(有)志場商店	37位	柏木 清次	(有)柏木商店
7位	藤本 知輝	㈱関組	40位	今井 幸世	㈱山本スクラップ
10位	中家 正幸	南部生コン工業㈱	43位	田中 健司	南部生コン工業㈱
15位	北 敏彦	㈱吉田組	名誉会長賞	井口 恵司	和歌山スチール協同組合
17位	小西 洋揮	益田工業(有)	会長賞	北出 平和	㈱吉川ゼネラルソリューション
20位	湯川 竜平	光紀建設	当日賞	田中 秀昭	田中海運㈱
23位	須磨 徳裕	㈱吉川ゼネラルソリューション	BB賞	土井 智	南部生コン工業㈱

5-⑧ 「高野町」に車いすを寄贈

当協会では平成19年から親睦チャリティーゴルフコンペ開催時にチャリティー募金活動を実施し、県下30市町村に「車いすの寄贈」を行っています。27回目となる今回は、令和7年6月27日（金）に赤井支部長（紀北支部）、武田名誉会長、和田専務理事で高野町を訪問し、教育複合施設「高野山学びの杜」において、平野嘉也町長に車いすを寄贈しました。寄贈式では、町長より感謝状とともに心温まるお礼の言葉を頂戴しました。また、当協会の平時の活動に加え、災害発生時の初動対応、関係団体との連携体制についてご説明させていただき、平時からの備えや初動の重要性について意見を交わし、認識を共有する貴重な機会となりました。



5-⑨ 第29回クリーンアップキャンペーン

環境月間の取り組みとして、毎年恒例となっている「海開き」に向けた浜の宮ビーチ（和歌山市）清掃活動「クリーンアップキャンペーン」を、令和7年6月22日（日）、※わかやまごみゼロ活動として実施しました。

休日の早朝にもかかわらず、協会員や会員のご家族、関係行政機関の皆様など、309名の方々にご参加いただき、流木を中心とした漂着物のほか、空き缶やペットボトル、手作業で回収しなければならない小さなゴミなど軽トラック約4台分の回収となり、浜の宮ビーチは、安心して楽しめるような、美しい砂浜を取り戻すことができました。ご参加いただいたすべての皆様には、心より感謝申し上げます。

今後も当協会の社会奉仕活動として、「クリーンアップキャンペーン」を継続して実施してまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、9月21日（日）美浜町（煙樹ヶ浜）で第30回クリーンアップキャンペーンを予定しています。多くの会員皆様のご参加をお待ちしております。

※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会のクリーンアップキャンペーンが認定されています。



6 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会青年部会活動

6-① 第13回青年部会総会

青年部会では、令和7年6月4日（水）の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山で第13回青年部会総会を開催しました。当日は44名（委任状、議決権行使書を含む）が出席し、尾崎役員が議長に選任され、令和6年度事業報告・決算報告、令和7年度事業計画（案）・予算（案）について 審議を行い、いずれも承認可決されました。



- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告(監査報告)承認の件
- 第3号議案 令和7年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和7年度予算(案)承認の件

6-② 令和7年度事業計画

- 1 組織強化の充実
青年部会組織の充実強化のため、支部を結成し、親会の協力も得て、未加入会員の加入の促進を図る。
- 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動（総会・研修会・講習会）の分担と支援を行う。
- 3 教育研修事業
 - (1) クリーンアップキャンペーンに参加し、イメージアップを図る。
 - (2) 近畿ブロックでの研修会に参加し、知識の向上と交流を図る。
- 4 他団体との連携
 - (1) 青年部会組織の強化を一層図るため、全国産業資源循環連合会青年部協議会が近畿地域で開催する全国大会に協賛、参加し連携を密にして、地位の向上に資する。
 - (2) 近畿2府4県の青年部会とは特に連絡を密にし、相互交流を通じて、青年部会活動の充実強化と質の向上を図る。
 - (3) 異業種との交流を図る。
- 5 青年部会員の親睦を深めるため、独自の交流会を行う。

6-③ 会議報告

○令和6年度第4回役員会

開催日：令和7年2月5日（水）

場 所：資源開発㈱

- 議 題：（1）県・循環型社会推進課との勉強会について
（2）全産連青年部協議会近畿ブロックスポーツ交流会について
（3）全産連青年部協議会全国大会の協賛金について
（4）新入部会員について
（5）その他

○令和7年度第1回役員会

開催日：令和7年4月17日（木）

場 所：協会会議室

- 議 題：（1）行政懇話会について
（2）第13回青年部会総会について
（3）年間行事について
（4）新入部会員について
（5）その他

○令和7年度第2回役員会

開催日：令和7年6月4日（水）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山「翡翠」

- 議 題：（1）第13回青年部会総会について
（2）全産連青年部協議会近畿ブロックスポーツ交流会について
（3）第29回クリーンアップキャンペーンについて
（4）新入部会員について
（5）その他

6-④ 全国産業資源循環連合会青年部協議会

○第26回通常総会

開催日：令和7年6月19日（木）

場 所：A P 渋谷道玄坂（東京都）

- 議 案：第1号議案 令和6年度事業報告
第2号議案 令和6年度収支決算報告承認の件
令和6年度監査報告

第3号議案 令和7年度事業計画（案）承認の件
第4号議案 令和7年度収支予算（案）承認の件
以上の議案が審議され、承認されました。

6-⑤ 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック

○令和7年度通常総会

開催日：令和7年5月30日（金）

場 所：リーガロイヤルホテル大阪（大阪府）

議 案：第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算承認の件
令和6年度監査報告

第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 一部役員改選承認の件

○会議報告

（1）令和6年度第5回幹事会

開催日：令和7年1月24日（金）

場 所：びわ湖大津プリンスホテル（滋賀県）

議 題：＜決議・確認事項＞

A) 賀詞交歓会について（大阪）

B) その他

＜協議事項＞

A) 近畿ブロック総会について（大阪）

B) その他

（2）令和6年度第6回幹事会

開催日：令和7年3月28日（金）

場 所：カフェ英国屋なんば本社（大阪府）

議 題：＜決議・確認事項＞

A) 賀詞交歓会について（滋賀）

B) 近畿ブロック総会について（大阪）

＜協議事項＞

A) スポーツ交流について（和歌山）

B) その他

(3) 令和7年度第1回幹事会

開催日：令和7年5月30日（金）

場 所：リーガロイヤルホテル大阪（大阪府）

議 題：＜決議・確認事項＞

A) 令和7年度近畿ブロック総会について（大阪）

B) その他

＜協議事項＞

A) スポーツ交流について

B) その他

○その他の活動

令和7年賀詞交歓会

開催日：令和7年1月24日（金）

場 所：びわ湖大津プリンスホテル（滋賀県）

内 容：第1部は（一社）サステナブル経営推進機構の加藤英仁事務局次長から「プラスチックの資源循環」について講演があり、第2部の賀詞交歓会では会員相互の親睦が図られました。和歌山県青年部会からは11名が参加しました。

6-⑥ 青年部会活動について

私たち青年部会は、産業廃棄物処理業界の将来を担う若手経営者・実務担当者が集い、「業界の未来を創る」ための学びと交流を行う組織です。（一社）和歌山県産業資源循環協会及び産業廃棄物業界を担っていくものとして自覚を持ち、以下のような活動に取り組んでいます。

(1) 研修会への参加

協会が開催する「令和6年度支部研修会（P42）」、「県外視察研修会（P44）」に多くの会員が参加し、日々変化する法制度や業界動向に対する理解を深めるとともに、現場で活かせる実践的なスキルの習得を図りました。

(2) 和歌山県との連携

田辺保健所が主催する「令和6年度災害廃棄物処理図上演習（P61）」に紀南地域の青年部会員3名が参加し、各地域の自治体職員の方々と意見交換を行い、災害時における連携の重要性を改めて認識できる貴重な機会となりました。また、協会が開催する「令和6年度行政懇話会（P45）」に青年部会から会長、副会長、相談役が初めて出席し、「関係行政との間で困っていること、相談したいこと」について県に質問、回答をいただきました。現場で直面している課題について活発な意見交換を行うことができ、大変勉強になりました。

(3) 労働安全衛生への取り組み

協会の「安全衛生推進委員会（P46）」の安全衛生促進委員に青年部会から6名選任いただき、安全衛生推進研修会では講師を担当しています。また「相互安全衛生パトロール」では青年部会会員事業所をパトロール先の事業所として提供しています。



(4) 社会貢献事業

協会が開催する浜の宮ビーチ（和歌山市）での清掃活動「クリーンアップキャンペーン（P52）」への参加に加え、駐車場の整理や軽トラックで集まったごみの収集運搬など運営も行いました。



青年部会では、業界の未来を築く 新たな仲間を募集しています！

青年部会への加入につきましては当協会の会員企業（賛助会員を含む）に所属する、**満18歳以上50歳未満の役員だけでなく従業員の方もご加入いただけます！**



Young Group

青年部会は、今後も活動の場を広げ、協会運営等に積極的に参加し協会発展に尽力してまいります

青年部会員一同

年会費：¥18,000

問い合わせ：（一社）和歌山県産業資源循環協会青年部会 担当 森本

TEL：073-435-5600 FAX：073-424-5553

E-MAIL：wasanpai@sanpai.com

廃棄物業界を一緒に盛り上げましょう！

7 会員ニュース

7-① 令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞について

この度、当協会の安全衛生推進委員会の促進委員として永年活躍されている御坊・田辺支部の有限会社ワコー産業の酒本吉伸氏が高い安全意識を持って事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において作業の「安全」を確保し適切な安全指導を実施したご功績が認められ令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を受賞されました。



☆酒本吉伸氏からのコメント☆

今回、安全優良職長として顕彰して頂きましてありがとうございます。

入社して19年目になります。会社での安全衛生責任者や安全衛生推進者として日々現場作業の作業指揮を行っています。その中で、作業員と共に安全について勉強し、職場での無災害を皆で頑張ってきました。

また、(一社)和歌山県産業資源循環協会の安全衛生促進委員として安全衛生推進研修会の講師として10年以上、携わらせて頂いております。

今後も引き続き作業員皆さんが安全に作業できる環境を皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。

7-② 令和7年度「環境大臣賞」(地域環境保全功労者表彰) 受賞について

この度、紀北支部の株式会社大瀧商店が、廃棄物を利用した製鋼副資材の開発・製造及び普及によるリサイクル・脱炭素化推進に貢献していることが認められ、令和7年度「環境大臣賞」(地域環境保全功労者表彰)を受賞されました。



☆株式会社大瀧商店 大瀧社長のコメント☆

このたびは、当社『エコマイト事業』に対して「環境大臣賞」(地域環境保全功労者表彰)という名誉ある賞を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、使用済みプラスチックや炭素繊維、シリコン汚泥や太陽光パネル等の処理困難物を再資源化し、環境負荷を低減する『エコマイト事業』を通じて、循環型社会の実現を目指してまいりました。

本事業は、単なる廃棄物処理という観点ではなく、製鉄所等への加炭材としての用途提案を含めた“資源としての再活用”を柱としております。こうした取り組みが皆さまにご評価いただけたことは、我々にとって大きな励みであり、引き続き責任と誇りを持って社会に貢献できる事業を展開してまいります。

微力ではございますが、今後も和歌山県をはじめとする地域社会との連携を深めながら、サーキュラーエコノミー社会の推進、構築に貢献していく所存でございます。

8 事務局だより

8-① 和歌山県知事を訪問

令和7年6月17日（火）、須磨徳裕会長はじめ副会長、専務理事が6月3日に就任された宮崎泉和歌山県知事を訪問し、ご挨拶を兼ねて災害廃棄物処理に関する取り組みや、安全衛生活動、清掃活動など、協会事業内容を紹介させていただきました。宮崎知事からは、廃棄物対策課で不法投棄対策を担当していた職員時代のお話などもお伺いし、和やかに懇談させていただきました。



8-② 災害廃棄物処理に対する取り組み

1. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。

平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年7月に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と県との協定に基づく「覚書」を締結しました。

また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を締結しています。

2. 災害廃棄物部会について

近年、日本各地で台風や豪雨、地震といった大規模な自然災害が頻発しており、平時からの備えの重要性が高まっています。

昨年の1月1日に発生した能登半島地震では、被災地への進入路が限られていたため支援物資の搬送や救助活動に大きな遅れが生じ、多くの住民が水道・電気といったインフラが途絶えた中で、厳しい冬の避難生活を余儀なくされました。さらに、9月には、線状降水帯

の影響による豪雨が奥能登地域を襲い、震災で避難している方々の仮設住宅でも被害を受けるなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われ、地域の復旧・復興に大きな影響を及ぼしました。発災から約1年半が経過した現在では、命に関わるような危険箇所への応急対策はほぼ完了し、地域全体の再生に向けた取り組みが本格化しています。こうした能登半島地震の教訓を踏まえると、和歌山県も日本一の「半島地域」に位置することから、地域が孤立しやすい、「半島地域特有の課題」を抱えており、今後30年以内に発生する確率が80%程度と予測される「南海トラフ巨大地震」や「東海・東南海・南海3連動地震」の対応について、再考する必要があります。

また、地震だけでなく台風や線状降水帯による豪雨などの大規模災害時に発生した災害廃棄物は一般廃棄物で各市町村の責務となることから、災害発生時に被災した行政機関と直接連携が図れる体制づくりが急務であり、各市町村との初動体制をいかに早くとれるかが重要であるとの思いから、「顔の見える関係」を構築できるよう取り組んでいます。

3. 令和6年度災害廃棄物処理図上演習への参加について

みなべ町中央公民館で田辺保健所主催「令和6年度災害廃棄物処理図上演習」が3月10日(月)に開催されました。和歌山県職員8名、田辺保健所管内の市町村職員19名、社会福祉協議会から3名、(一社)和歌山県清掃連合会から5名、(一社)和歌山県一般廃棄物協会から2名、当協会から7名が参加しました。当日は、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、発災後の初動対応をテーマに、5チームに分かれて図上演習が行われ、演習結果をもとに環境省「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」を活用しながら、各市町および県の災害廃棄物処理計画の見直しに関する意見交換が実施されました。最後に、環境省近畿地方環境事務所より講評が行われました。

本演習では、当協会災害廃棄物部会の会員が自治体職員と意見を交わす中で、仮置場や収集運搬ルート of 事前確保の重要性、災害時の問い合わせ対応の難しさなど地域性による問題を再認識する大変貴重な機会となりました。



8-③ (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては、令和5年度からの5年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（以下、「第3次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和9年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、第3次労働災害防止計画期間の上半期期間（令和5年度～令和7年度）で実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

なお、第3次労働災害防止計画の下半期期間（令和8年度～令和9年度）については、同計画の上半期事業を点検した上で策定する。

2. 目標

- (1) 令和9年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和9年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均10人→令和9年8人以下に）

3. 重点実施事項

- (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。

4. 活動目標

2. の「目標」を達成するために活動目標を次のとおり設定する。

指 標		活動目標値 (令和5～7年度)	現状値 (令和6年度)
(1)	全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。【重点】	221	72
(2)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。【重点】	30	35
(3)	当業界における発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。【重点】	0	7

(4)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和5年度に比して10%以上増加させる。	169	129
(5)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	155	122
(6)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	111	94
(7)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	113	107
(8)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を令和5年度に比して10%以上増加させる。	90	77
(9)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	110	73
(10)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	80	63
(11)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	67	59

5. 活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(11)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 経営者の意識改革を図る。

- ① 事業主に対して、問題点や課題等を整理してもらうため、連合会ホームページで公開している「安全衛生チェックリスト」を研修会、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会で提供することにより、事業主の安全に対する意識を高める。
- ③ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(2) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を研修会、会報誌、ホームページを通じて周知する

(3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）を減少させる。

- ① 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会を通じて周知する。
- ② 連合会が提供する労働災害情報について、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ ホームページに有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

(4) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌、研修会等で会員企業へ周知・協力を呼びかけ、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(5) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会で提供することにより、事業者の安全に対する意識を高める。
- ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ④ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(6) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)
- ③ 研修会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(7) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(8) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① メール、FAX で全会員企業へ周知する。
- ② 会員企業が参加しやすいよう、2カ所で研修会を開催する。
- ③ 労働基準監督署に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(9) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(10) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ② 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(11) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

令和6年度安全衛生活動の現状調査集計

調査対象：処理業者会員214社

回答数：129社

指 標	集計結果			
	目標値 (令和5~7年度)	集計値 (令和6年度)	回答比	会員比
(1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。【重点】	221	72	56%	34%
(2) 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。【重点】	30	35	27%	16%
(3) 当業界における発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。【重点】	0	7	/	/
(4) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和5年度に比して10%以上増加させる。	169	129	/	60%
(5) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	155	122	95%	57%
(6) 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	111	94	73%	44%
(7) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	113	107	83%	50%
(8) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を令和5年度に比して10%以上増加させる。	90	77	60%	36%
(9) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	110	73	57%	31%
(10) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	80	63	49%	29%
(11) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を令和5年度に比して10%以上増加させる。	67	59	46%	24%

安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、ありがとうございました。重点項目である(2)安全衛生規程の作成は目標を達成することができました。その他項目は令和5年度集計より、(1)経営者トップによる所信表明を行う、(7)安全衛生管理体制の構築、(8)協会が実施する安全衛生研修会の参加人数は増加しましたが、目標値には達しておらず、その他は減少という結果となりました。協会では、令和7年度の目標達成に向けて、積極的に取り組んでまいりますので、会員皆様のご協力をお願いします。

8-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2025年度は、【オンライン形式】と【対面形式】で開催されます。

【オンライン形式（午前・午後）】

会社やご自宅から事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は下記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会です。

【対面形式】

下記日程に記載した会場で「講義」と「修了試験」を受ける対面の講習会です。
申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程※2	収集運搬課程	処分課程※3	
オンライン	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
対面	29,700円	48,400円	46,200円	68,200円	19,800円	24,200円	13,750円
9月	奈良:17(前) 滋賀:18(前)	奈良:18(前)	兵庫:10(後)	兵庫:10(後)	兵庫:9(対面) 兵庫:10(前) 奈良:17(後) 滋賀:18(後)	奈良:18(前)	滋賀:19(前) 大阪: 30(対面)
10月	大阪:1(前) 兵庫: 7~8(対面)				大阪:1(後) 大阪:30(対面)		大阪:31(前)
11月		大阪:19(前)			大阪:18(前) 京都:26(対面) 京都:27(後)	大阪:18(後)	京都:27(前)
12月	大阪: 16~17(対面)	滋賀:11(前)			兵庫:3(前) 滋賀:11(後)	滋賀:11(前)	兵庫:2(対面) 滋賀: 10(対面)
R7年 1月	兵庫:20(前) 和歌山: 29(前)		大阪:14(後)	大阪:14(前)	大阪:15(前) 兵庫:21(前) 和歌山: 28(対面)		兵庫:20(後)
2月	大阪: 17~18(対面) 京都:26(前)		京都:26(後)	京都:26(後)	兵庫:17(対面) 京都:27(前) 奈良:27(後)		兵庫: 18(前・後) 京都: 25(対面) 奈良:27(前)
3月	大阪:5(後)				大阪:6(前)		大阪:5(前)

※1 新規処分課程に追加して新規収集運搬課程を受験することができます。

※2 新規特管処分課程に追加して新規特管収集運搬課程を受験することができます。

※3 更新処分課程に追加して更新収集運搬課程を受験することができます。

詳細は講習会主催者のJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の 許可期限にご注意ください

産業廃棄物処理業許可の有効期限は「5年」と定められています。有効期限が切れる前に更新手続きをしないと許可は失効してしまいます。

許可証の有効期限がいつになっているか、常に目の届く場所に掲げておきましょう。

- 当協会では、和歌山県、和歌山市の許可を取得している会員企業へ許可期限満了日の約6ヶ月前に許可期限が到来する旨の通知（FAX）で講習会の受講を促し、さらに許可期限満了の約3ヶ月前に更新手続きについて通知（ハガキ）しております。
- 更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- 許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
※和歌山県・和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。
（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）
※許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

8-⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

○優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者のうち、優れた能力及び実績を有するものとして、特定の基準（優良基準）に適合すると認められる場合には、都道府県知事等が許可更新の際に優良産廃処理業者として認定する「優良産廃処理業者認定制度」が設けられています（施行令第6条の9第2号、施行令第6条の11第2号）。これにより、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の透明性をアピール出来ることや排出事業者が優良な処理業者と認められることが期待できます。

優良産廃処理業者と認められた場合、次のメリットがあります。

- ① 通常5年の許可期限が7年になります。
- ② 交付する処理業の許可証に「優良」と表記されます。
- ③ 和歌山県のホームページにおいて、「優良基準に適合した事業者」として公表されます。

「優良基準」

- (1) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- (2) 直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。
- (3) 産業廃棄物処理業等の実施に関する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）
- (5) 優良基準は次のとおりです。
 - ① **実績と遵法性に係る基準**
更新前の許可有効期間において、特定不利益処分を受けていないこと。
 - ② **事業の透明性に係る基準**
会社情報、許可の内容、施設及び処理の状況、料金、企業の組織体制等の情報をインターネットで開示していること。
 - ③ **環境配慮の取組に係る基準**
ISO14001又はエコアクション21等の認証取得していること。
 - ④ **電子マニフェストに係る基準**
電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
 - ⑤ **財務体質の健全性に係る基準**
地域融和の状況等・財務諸表

※必要な書類など詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

(<https://www.sanpainet.or.jp/>)

☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
赤井工業(株) 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
(株)石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793-24	産業廃棄物処分業 第03024034152号	令和 5年 7月 5日 令和12年 5月17日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	令和 6年11月11日 令和13年10月29日
(株)ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹 和歌山県和歌山市西庄295-9	産業廃棄物収集運搬業 第03000009408号	令和 3年11月30日 令和10年11月29日
	産業廃棄物処分業 第03020009408号	令和 3年12月 7日 令和10年11月29日
(株)環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355-6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	令和 4年 6月 9日 令和11年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	令和 5年 9月26日 令和12年 9月25日
(株)玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島440-19	産業廃棄物収集運搬業 第03000022891号	令和元年 8月23日 令和 8年 8月22日
(株)クリーンサービス近畿 代表取締役 仲谷佳晃 和歌山県紀の川市杉原35-1	産業廃棄物収集運搬業 第03011056592号	令和 5年 2月13日 令和12年 1月21日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03061056592号	令和 5年11月 2日 令和12年11月 1日
(株)ケーシーエス 代表取締役 片渕則人 大阪府岸和田市岸の丘町二丁目2番15号	産業廃棄物収集運搬業 第03000004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
(有)志場商店 代表取締役 志場智美 和歌山県西牟婁郡白浜町才野220	産業廃棄物収集運搬業 第03016069785号	令和 7年 5月26日 令和14年 5月21日
(株)ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町2-2-11	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成 31年1月11日 令和 7年12月 3日
	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
大栄環境(株) 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	令和 3年 6月 1日 令和10年 5月31日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	令和 6年 7月27日 令和13年 7月26日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03051003203号	令和 4年 8月25日 令和11年 8月15日
(株)平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000033438号	平成30年11月21日 令和 7年11月20日

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
㈱丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	令和 6年 1月13日 令和11年 1月12日
㈱明光 代表取締役 総田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080-1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	令和 6年 9月19日 令和13年 7月16日
㈱ユウシン 代表取締役 信貴勇希 大阪府岸和田市岸の丘町2丁目2番15号	産業廃棄物収集運搬業 第03000201074号	令和 5年 4月25日 令和12年 4月24日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050201074号	令和 6年 5月15日 令和13年 5月14日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	令和 5年 1月28日 令和12年 1月27日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
㈱ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹 和歌山県和歌山市西庄295-9	産業廃棄物処分業 第07220009408号	令和 5年10月18日 令和12年10月17日
㈱玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島440-19	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	令和 3年 9月 2日 令和10年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	令和 4年10月21日 令和11年10月20日
㈱平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第07210033438号	令和 2年 2月25日 令和 9年 2月 8日
めらリサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660-459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	令和 7年 2月13日 令和14年 2月12日
㈱和歌山建材リサイクルセンター 代表取締役 東宗弘 和歌山県和歌山市西浜1660番地の331	産業廃棄物処分業 第07220049526号	令和 5年 4月14日 令和12年 4月13日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	令和 5年 4月22日 令和12年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	令和 5年 4月22日 令和12年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	令和 5年 1月31日 令和12年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	令和 5年 1月31日 令和12年 1月30日

☆☆ エコアクション21認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス㈱	井川 朗	和歌山県和歌山市 狐島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル㈱	目良 知基	和歌山県和歌山市 西浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
6	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡 白浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
7	㈱明光	総田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
8	㈱関組	関 祐亮	和歌山県和歌山市 関戸4-3-92	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
9	㈱玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市 出島440-19	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
10	赤井工業㈱	宮本 清富	和歌山県岩出市 畑毛226番地	H26. 8. 27	0010205	鉱業・採石業・ 砂利採取業
11	㈱ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業
12	㈱大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・ リサイクル業
13	㈱クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・ リサイクル業
14	㈱ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・ リサイクル業
15	㈱イヌイエコシステム	乾 嘉晃	和歌山県橋本市 神野々40-3	R2. 4. 30	0013055	廃棄物処理・ リサイクル業
16	㈱エビスわかやま	見澤 直人	和歌山県和歌山市 西浜1660番地13	R2. 8. 20	0013125	廃棄物処理・ リサイクル業
17	㈱和歌山建材リサイクル センター	東 宗弘	和歌山県和歌山市 西浜1660番地331	R4. 8. 19	0013673	建設業（設備 工事業を含む）
18	㈱蒲田辰商店	蒲田 啓吾	和歌山県田辺市 中芳養199	R6. 9. 30	0014359	廃棄物処理・ リサイクル業

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために 「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies

「エコアクション21」とは・・・

環境省が策定した総合的な環境マネジメントシステム

企業の組織・体制
などの仕組みづくり
だけでなく・・・

▶ 事業活動に伴う環境パフォーマンス（エネルギー、水の使用量、廃棄物排出量の削減など）の総合的な向上を目指します

中小企業に向けて策定した環境マネジメントシステム

中小企業にも
容易に
取り組みます

▶ ◎把握すべき負荷項目が決まっています
◎取り組むべき活動が決まっています
◎実務に応じて段階的に柔軟に項目・活動を広げること可能です

「エコアクション21」の効果

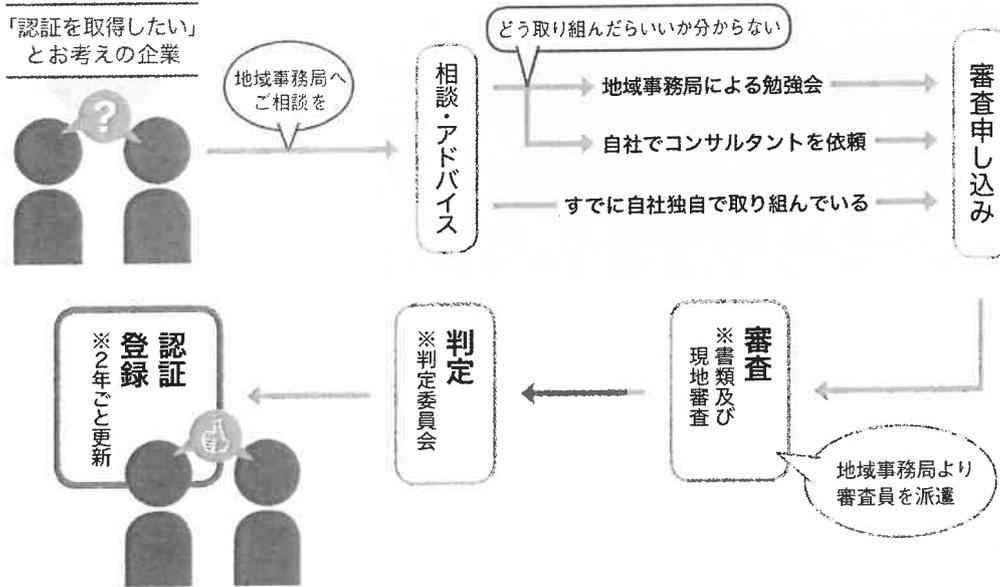
社会における
企業価値の向上に
つながります

▶ ◎国のガイドラインに基づく第三者認証であり、社会的評価が高まります
◎社員のモチベーション・社会課題への意識が高まります
◎「環境経営レポート」の公開により、広く社会での認知が高まります



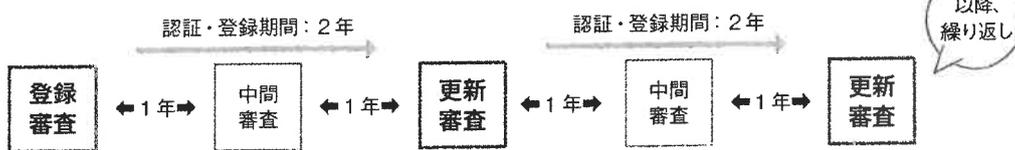
「エコアクション21」認証取得までの流れ

地域事務局



エコアクション21の費用(審査/認証・登録)

① 認証・登録期間(2年ごと更新)



② 費用 従業員数100人の事業者を想定(※1)

	登録	中間①	更新①	中間②	更新②
審査費用(※2)	150千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費	75千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費
認証・登録料	100千円 +消費税	—	100千円 +消費税	—	100千円 +消費税
合計	250千円以上 +消費税等	125千円以上 +消費税等	225千円以上 +消費税等	75千円以上 +消費税等	225千円以上 +消費税等

※1 従業員数にはパート、アルバイト等も含む。
 ※2 複数事業所を有する場合、審査(書類/現地)費用は、事業者の規模、活動内容等に基づき定められる。

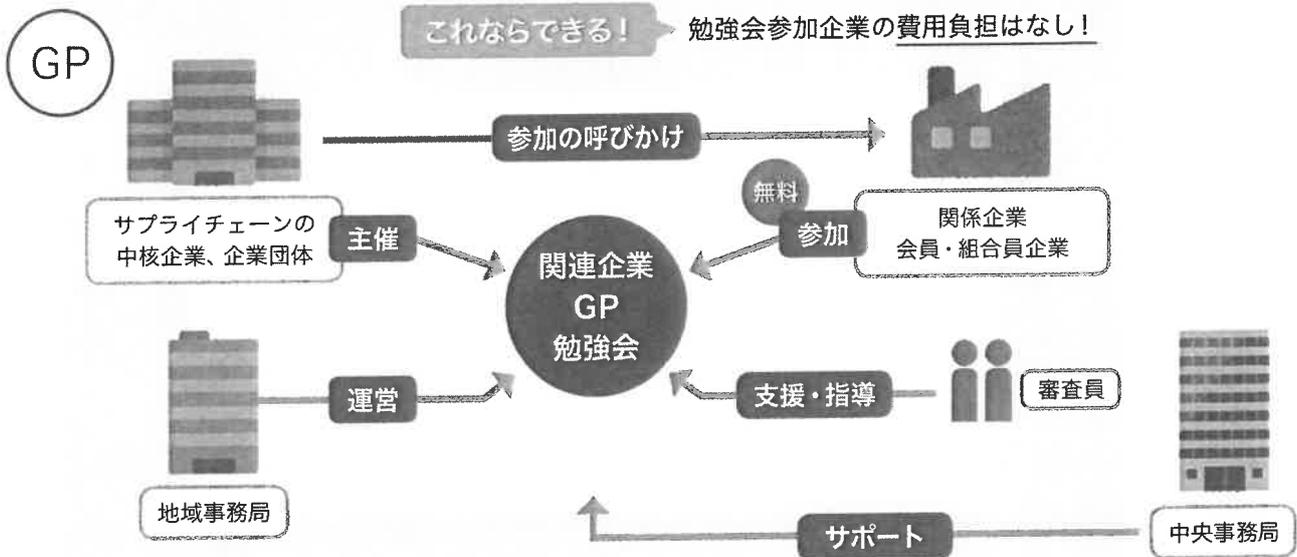
「エコアクション21」取得後には

- ◎ 毎年審査で改善点など丁寧なアドバイス・指導が受けられます
- ◎ 地域事務局が開催するセミナー・勉強会への参加、相談窓口の開設などアフターフォローが受けられます
- ◎ 「エコアクション21ロゴマーク」の使用が許諾され、社外PRに使用できます

無理なく
継続的に
取り組みます

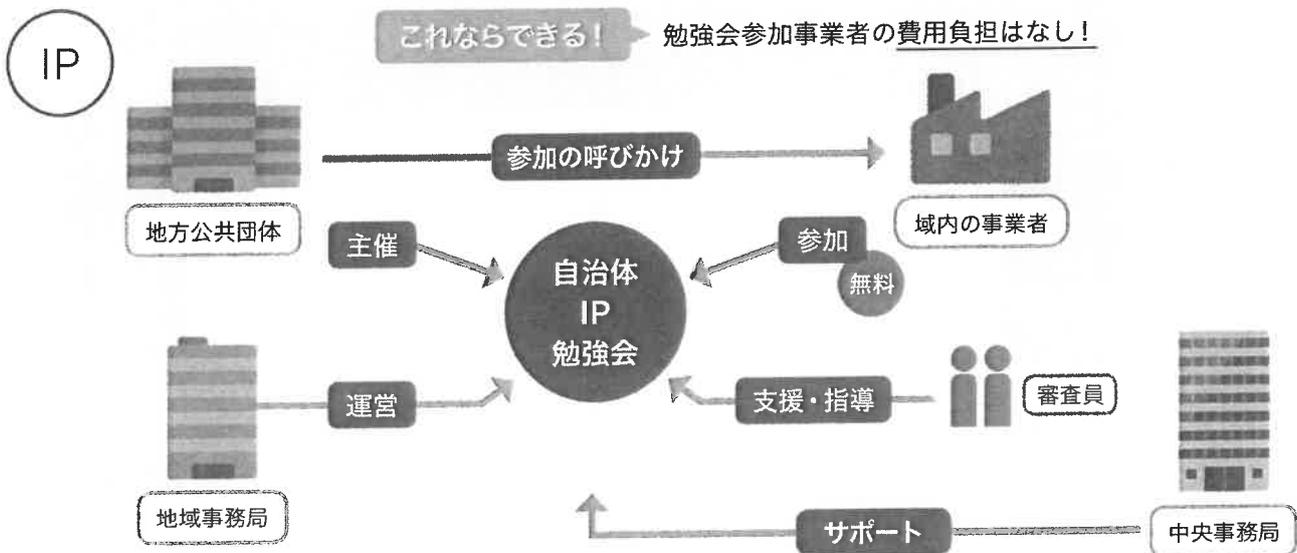
◆エコアクション21を「点」から「線」(サプライチェーン)へ

- ◆関係企業グリーン化プログラム(GP)とは
サプライチェーンの環境への取り組み推進を図る大手企業等が
主体となって進める、エコアクション21普及促進のためのプログラムです。
詳しくは → <https://ea21.jp/kanren-initiative/>



◆エコアクション21を「面」(地域)で普及へ

- ◆自治体イニシアティブ・プログラム(IP)とは
域内の事業者の環境への取組の促進を図る自治体が主体となって進める、
エコアクション21普及促進のためのプログラムです。
詳しくは → <https://ea21.jp/jichitai-initiative/>



◆まずは、**地域事務局** までご相談下さい!

お問い合わせ先(地域事務局一覧) → <https://www.ea21.jp/inquiry/contact/>



8-⑦ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	(株)ユウシン	信貴 勇希	〒596-0817 岸和田市岸の丘町2-2-15	072- 489-3051	収集運搬業 特管収運業	県 03000201074 県 03050201074
2	紀の川運輸(株)	竹中 優	〒649-6213 岩出市西国分100-1	0736- 67-7755	収集運搬業	県 03001204175
3	(株)セイシン・コーポレーション	梅本 昌吾	〒644-0031 御坊市野口520-1	0738- 32-1007	収集運搬業	県 03005244068
4	(株)第三港湾建設	森鎌 保	〒640-8015 和歌山市北新桶屋町20	073- 425-2337	収集運搬業	県 03000141639
5	(株)ショーエイサービス	熊代 圭司	〒640-8033 和歌山市本町7-11-1	073- 428-7771	収集運搬業	県 03000116638

8-⑧ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々
が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、
こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者
の方々も会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、廃棄物処理法や関係法令及び安全衛生を含めた支部研修会、産業廃棄物処理の実務（廃棄物処理の基礎、委託契約、マニフェスト等）に必要な知識を習得する産業廃棄物処理現場担当者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL：073-435-5600 FAX：073-424-5553

URL：<http://wakayama.sanpai.com> E-mail：wasanpai@sanpai.com

8-⑨ 建設業の経営事項審査の加点对策について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号および 許可の有効期間 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 須磨 徳裕 様

FAXでお申込みください。(FAX番号:073-424-5553)

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いいたします。

○令和7年第1回理事会

開催日：令和7年2月3日（月）

場 所：協会会議室

- 議 題：（1）役員及び役職の人事について
 （2）令和6年活動報告並びに令和6年収支決算報告について
 （3）令和7年活動計画案並びに令和7年収支予算案について
 （4）その他

○第16回通常総会

開催日：令和7年3月5日（水）

場 所：協会会議室

- 議 題：第1号議案 令和6年活動報告並びに令和6年収支決算報告について
 令和6年監査報告
 第2号議案 令和7年活動計画案並びに令和7年収支予算案について
 第3号議案 役員（監事）の選任について
 そ の 他 全国産業資源循環連合会政治連盟報告等



和歌山県地区政治連盟役員名簿(R7.3.5)

理事長	須磨 徳裕
副理事長	坂口 秀樹
副理事長	北 敏彦
理事	武田全弘(名誉理事)
理事	松田 美代子
理事	加隈 隆照
理事	山本 雅弘
理事	赤井 靖
理事	瀧本 利生
監事	森脇 敏夫
監事	吉村 享(新)
会計責任者	和田 年晃

全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

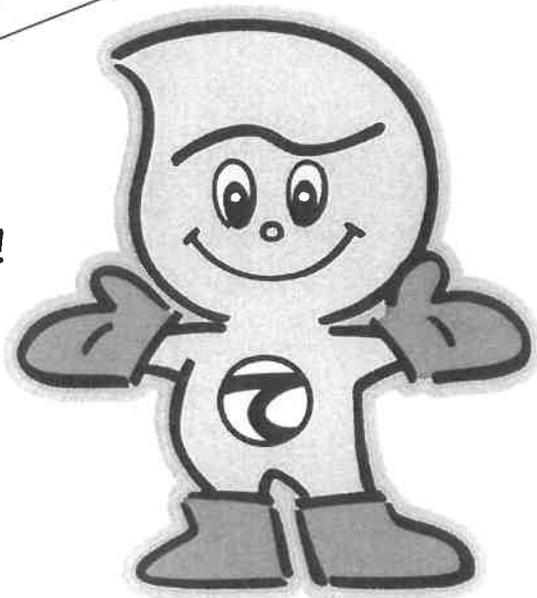
☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志(令和7年7月21日現在116名)による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくをお願いいたします。

全産連和歌山県地区政治連盟
理事長 須磨 徳裕

てき丸くんからのお願い!



8-⑪ 協会ホームページ掲載情報

会員専用サイト『会員マイページ』及び『TOPICS』掲載一覧(令和7年1月～6月分) 最新の情報を随時更新していますので、閲覧のほどよろしくお願いたします。

会員マイページ更新情報

- 06/25 ・ 令和7年度エイジフレンドリー補助金のご案内
 - ・ (低炭素関係) 再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業の公募について
- 06/16 ・ 中小企業における退職自衛官の活用について
 - ・ 外国人雇用啓発月間について
- 06/10 ・ 令和6年職場における熱中症の発生状況(確定値)等について
- 06/09 ・ 災害対応車両登録制度の運用開始について
- 06/05 ・ 第98回全国安全週間を迎えるにあたって 会長メッセージについて
- 06/02 ・ 最終処分場適正管理手法セミナーのご案内
 - ・ 「令和7年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理基礎)第9回」開催のご案内
 - ・ 公正取引委員会による「出張!トリテキ会議」のお知らせ
 - ・ (低炭素関係) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業の公募について
- 05/30 ・ 職場における熱中症対策が義務化されます
(令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行)
- 05/26 ・ 令和7年度海洋環境保全推進月間の実施について
 - ・ 令和7年度電波利用環境保護に関する周知・啓発活動について
- 05/16 ・ 建設廃棄物部会運営委員会・混合廃棄物分科会・再生土木資材分科会
令和7年度第1回合同会議の議事録について
- 05/14 ・ 産業廃棄物処理業の景況動向調査結果について
- 05/07 ・ 地産地消型資源循環加速化事業における補助事業者の公募について
 - ・ 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について
 - ・ 令和7年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
- 04/21 ・ 【環境省】廃棄物の排出場所以外の施設での機械分別等の規定の明確化について
- 04/14 ・ (公社)全国産業資源循環連合会ホームページ(地球温暖化対策)を更新しました(報告書の更新のほか、削減支援ツールを掲載しました)
- 03/31 ・ 入札制度の一部見直しについて(和歌山県)
 - ・ 【環境省通知】PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について
 - ・ 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改定について
 - ・ 感染性廃棄物処理マニュアル(R7.4)
 - ・ 感染性廃棄物処理マニュアル 新旧対照表
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

- 03/25 ・宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始並びに必要な手続きについて(和歌山市)
- 03/24 ・令和7年度産業廃棄物処理実務者研修会開講(第1期～第4期)のご案内
- 03/17 ・講演会「森の願い 美しい地球を未来に遺そう」について
- 03/13 ・令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について
- 03/12 ・廃コンクリートCO2固定化検討ワーキンググループ(第7回)の議事録について
- 02/19 ・物資の流通の効率化に関する法律に係る説明会の開催について
- 02/17 ・産業廃棄物処理業の景況動向調査結果について
 - ・シンポジウム「CE×CNでひらく新たな価値-脱炭素型資源循環が生み出す巨大マーケット-」について
- 02/12 ・中小企業省力化投資補助金「一般型」のご案内
 - ・出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設に係る周知について
- 02/03 ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部施行について
 - ・令和6年度近畿建設リサイクル講演会について
 - ・脱炭素経営セミナーについて
- 01/20 ・「エコ・ファーストを目指す企業の環境経営セミナー」について
- 01/14 ・「令和6年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)第8回」開催のご案内

TOPICS

- 06/30 令和7年6月の実施行事
- 06/30 高野町に車いすを寄贈しました
- 06/24 第29回クリーンアップキャンペーンを開催しました
- 06/06 第13回通常総会を開催しました
- 05/30 令和7年5月の実施行事
- 05/14 第10回親睦チャリティーゴルフコンペを開催しました
- 04/30 令和7年4月の実施行事
- 04/25 令和7年度第1回理事会を開催しました
- 04/08 令和7年度安全衛生推進委員会を開催しました
- 03/31 令和7年3月の実施行事
- 03/24 令和6年度行政懇話会を開催しました
- 03/03 令和6年度県外視察研修会を開催しました
- 02/28 令和7年2月の実施行事
- 02/20 令和6年度第4回理事会を開催しました
- 02/14 令和6年度和歌山、海南・有田支部、紀北支部研修会を開催しました
- 02/12 令和7年新年交歓会を開催しました
- 01/31 令和7年1月の実施行事
- 01/27 機関誌「じゅんかん わかやま」VOL. 53(2025年新春号)発刊しました
- 01/23 令和6年度紀南支部、御坊・田辺支部研修会を開催しました

会員数（令和7年7月31日現在）

	正会員数
紀北支部	35
和歌山支部	78
海南・有田支部	30
御坊・田辺支部	57
紀南支部	21
合計	221

	賛助会員数
合計	14



じゅんかんわかやま VOL. 54

令和7年8月

発行人 須磨徳裕
企画・編集 和田年晃
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647

Wakayama Japan



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



編集 一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
発行

〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553
U R L <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com